



# FAI Sporting Code 国際航空連盟 スポーツ規定

---

## GENERAL SECTION 総 則 編

2013年版

2013年2月12日発効

*Fédération Aéronautique Internationale*  
*Maison du Sport International*  
*Avenue de Rhodanie 54 CH-1007 Lausanne (Switzerland)*  
*Tel: +41(0) 21 345 10 70*  
*Fax: +41(0) 21 345 10 77*  
*E-mail: sec@fai.org*  
*Web: www.fai.org*

### 一般財団法人 日本航空協会

本書は、FAI Sporting Code - General Section を翻訳したもので、  
訳文に疑義がある場合は、英語版が優先する。  
本書(日本語版)の著作権は(一財)日本航空協会に帰属する。本書の全部  
あるいは一部を(一財)日本航空協会の承諾なし転載することはできない。

国際航空連盟

MSI - Avenue de Rhodanie 54, CH-1007 Lausanne, Switzerland

版權 2013

本書の版權は国際航空連盟（FAI）に帰属する。FAIの代理人、あるいはFAI会員に対しては、以下の条件に基づきこの文書をコピー、印刷、及び配布する事が許可される。

1. 本書は情報としての使用のみが可能であり、商業目的で利用することはできない。
2. 本書の全部あるいは一部をコピーする場合は、版權に関する注意書を必ず含めること。

本書に記述されている製品、方法、技術は、FAIあるいは他に知的所有權が帰属している場合がある為、上記条件は適用できない。

## FAI 国際スポーツ競技に対する権利

FAI スポーツ規定に全部あるいは一部従って実施する全ての国際スポーツ競技会は、“FAI 国際スポーツ競技会”と称する。FAI 定款により、FAI はFAI 国際スポーツ競技会に関係する全ての権利を有し、管理する。FAI 会員は各国内でのFAI 国際スポーツ競技会に対するFAI 所有権を行使し、FAI スポーツ・カレンダーに登録しなければならない。

このような競技に対する商業活動のあらゆる権利の行使の許可はFAI の事前合意が必要である。これには広告のみならず、競技名、商業ロゴおよび録画や同時放送による音や映像の使用を含む。さらに、国際スポーツ競技で使用される判定やスコアリング、評価又は情報のための資料や電子その他の様式の使用権限も含む。

各FAI 航空スポーツ委員会はFAI を代表し、FAI 会員や他の適切な団体とワールド・エア・ゲームを除くスポーツ規定に基づくFAI 国際スポーツ競技会への権限の委譲を事前に交渉することが認められている。この権限の委譲はFAI 附属定款1章1. 2項“FAI 国際スポーツ競技会に対する権限の委譲に関する規則”に定められている。

FAI スポーツ競技の実施責任者や法的団体は書類契約によってもよらなくても、上記のようなFAI が所有する権利を認める。正式な権限の委譲が行われない場合は、FAI が競技に対する全ての権限を有する。契約や権限の委譲にかかわらず、FAI は記録保存または／あるいは宣伝のために無料で競技の音や映像を撮ることが出来る。そして、録音、録画または／あるいは撮影された競技のあらゆる部分に対する権利を常に無料で保有する。

## スポーツ規定総則編の改正

スポーツ規定総則編（GS）の改正および改正版の発行は、航空スポーツ・ジェネラル委員会（CASI）に替わり、FAI事務局が行なう。改正が承認され、修正が終了次第、新しいGSがFAIのウェブサイトの当該ページに掲載される。

施行が承認された月の1日より発効する。発効は、通常、改正に関するCASIの会議が開催された2～3ヶ月後となる。

最新版のGSに関するFAIのウェブサイトは以下のとおり。

[http://www.fai.org/documents/sportingcode/GeneralSection\\_download](http://www.fai.org/documents/sportingcode/GeneralSection_download) (AL11)

各国においてNACは当該組織の職員およびGS所持者に対して上記を知らしめ、当該年に有効なGSを使用するよう周知徹底する責任がある。

各委員会の委員を含む役職員、選手権大会役員、審判員、公式立会人およびGSのコピーを必要とする人々が対象となる。 (AL7)

改定番号	AMENDMENT NO.	有効年月日
1	AL 1	1997年1月1日
2	AL 2	1998年1月1日
3	AL 3	1999年1月1日
4	AL 4	2000年1月1日
5	AL 5	2001年1月1日
6	AL 6	2002年1月1日
7	AL 7	2003年1月1日
8	AL 8	2004年4月1日
9	AL 9	2005年7月1日
10	AL10	2006年1月31日
11	AL11	2008年5月7日
12	AL12	2009年1月21日
13	AL13	2010年1月1日
14	AL14	2011年1月1日
15	AL15	2012年3月1日
16	AL16	2013年1月1日

# 項目

改正記録	i
目次	ii-v
序文	vi
第1章 FAIの原則及び権限	1-1
1.1 原則	
1.2 スポーツ規定	
1.3 スポーツ権限	
1.3.1 ナショナル・エアスポーツ・コントロール (NAC)	
1.3.2 スポーツ権限の委譲	
1.4 FAI国際航空スポーツ委員会	1-2
第2章 分類および定義	2-1
2.1 分類	
2.2 定義	
2.2.1 一般定義	
2.2.1.1 クラスA 気球	
2.2.1.2 クラスB 飛行船	
2.2.1.3 クラスC 飛行機、太陽・電気エネルギー飛行機	
2.2.1.4 クラスD グライダー・モーターグライダー	
2.2.1.5 クラスE 回転翼航空機	2-2
2.2.1.6 クラスF 模型航空	
2.2.1.7 クラスG パラシュート	
2.2.1.8 クラスH 垂直離着陸航空機	
2.2.1.9 クラスI 人力航空機	
2.2.1.10 クラスK 宇宙船	
2.2.1.11 クラスM ティルト・ウイング/エンジン機	
2.2.1.12 クラスN STOL機 (STOL Aircraft)	
2.2.1.13 クラスO ハンググライダー	
2.2.1.14 クラスP エアロスペース・クラフト	
2.2.1.15 クラスR 超軽量動力機・パラモーター	
2.2.1.16 クラスS 宇宙模型	2-3
2.2.1.17 クラスU 無人航空機	
2.3 飛行の定義	
第3章 スポーツ競技会	3-1
3.1 競技会の分類	
3.1.1 国内競技会	
3.1.2 国内選手権	
3.1.3 国際競技会	
3.1.4 公開国内選手権	
3.1.5 地域選手権	
3.1.6 世界選手権	
3.1.7 ワールド・エア・ゲームズ	
3.2 参加者	
3.2.1 エントラント (申込者)	
3.2.2 コンペティター (競技者)	
3.2.3 チーム	
3.2.4 選手権者	
3.3 スポーツ競技会の承認	3-2
3.4 国際スポーツ競技会の登録	

3.5	<b>FAIスポーツカレンダーに記入されるスポーツ競技会</b> .....	3-2
3.5.1	<b>カテゴリ-1 競技会</b>	
3.5.2	<b>カテゴリ-2 競技会</b>	
3.5.3	<b>競技会の資格基準</b>	
	3.5.3.1 カテゴリ-1 競技会	
	3.5.3.2 カテゴリ-2 競技会	
3.5.4	<b>大陸・地域の定義</b>	
3.5.5	<b>他の地域グループ編成</b> .....	3-3
3.5.6	<b>競技会の頻度及び場所</b>	
3.5.7	<b>開催時期及び場所の調整</b>	
3.6	<b>参加</b>	
3.7	<b>アイデンティティ及び代表権</b>	
3.8	<b>FAIスポーツ競技会主催の申出</b> .....	3-4
3.8.1	<b>申込み</b>	
	3.8.1.1 リード・タイム (準備期間)	
	3.8.1.2 計画内容	
	3.8.1.3 入国許可	
3.9	<b>FAIスポーツ競技会の規則</b>	
3.9.1	<b>カテゴリ-1 競技会の規則</b>	
3.9.2	<b>カテゴリ-2 競技会の規則</b>	
3.9.3	<b>FAIの権限</b>	
3.9.4	<b>表敬招待</b>	
3.9.5	<b>用語</b>	
3.9.6	<b>保険</b>	
3.10	<b>参加申込</b>	
3.11	<b>参加申込者の義務</b>	
	3.11.1 スポーツ規定及び規則の承諾	
	3.11.2 ドーピング、アルコールの摂取、及び疾病と外傷.....	3-5
3.12	<b>参加申込の受理</b>	
3.13	<b>参加申込の変更</b>	
3.14	<b>参加申込の拒否</b>	
3.15	<b>参加費の返還</b>	
3.16	<b>結果及び表彰授与</b> .....	3-6
	3.16.1 陪審の承認	
	3.16.2 結果の通知	
	3.16.3 表彰式	
<b>第4章</b>	<b>スポーツ競技会および記録の管理</b> .....	4-1
4.1	<b>NACの責任</b>	
	4.1.1 管理及び証明	
	4.1.2 確認	
4.2	<b>成績管理責任者</b>	
	4.2.1 公式立会人	
	4.2.2 適格性	
	4.2.3 立会	
	4.2.4 公式立会人の臨時資格	
	4.2.5 義務違反	
	4.2.6 FAIスポーツ競技会での記録	
4.3	<b>カテゴリ-1 国際スポーツ競技会役員</b> .....	4-2
	4.3.1 インターナショナル・オフィシャル (国際役員)	
	4.3.2 インターナショナル・ジュリー (国際陪審員)	
	4.3.3 FAI 審判員 4-3	
	4.3.4 運営役員	
	4.3.4.1 競技委員長	
	4.3.4.2 スチュワード	
	4.3.4.3 パブリック・リレーションズ・オフィサー (PRO)	
4.4	<b>カテゴリ-2 国際スポーツ競技会役員</b> .....	4-4
4.5	<b>国内競技会役員</b>	

第5章	不服申立て、罰則、失格、抗議	5-1
5.1	不服申立て	
5.2	ペナルティ及び失格	
5.2.1	競技委員長の権限	
5.2.2	ペナルティの程度	
5.2.2.1	競技上の違反	
5.2.2.2	重大な違反	
5.2.2.3	スポーツ精神に反する行為	
5.2.3	公表	
5.3	スポーティングライセンスの没収	
5.4	抗議	5-2
5.5	抗議の処理	
5.6	控訴	
第6章	国際記録	6-1
6.1	国際記録の定義	【AL16】
6.2	アブソリュート・レコード（絶対記録）	
6.3	記録保持者	
6.4	記録の管理	【AL16】
6.5	許可取得の義務	6-2
6.6	同時達成記録	
6.7	マルチプル・レコード（複数達成記録）	
6.8	世界記録の証明	【AL16】
6.9	検証	6-3
6.10	通知	
第7章	測定要件	7-1
7.1	FAI測定単位	
7.2	記録更新基準	
7.3	測定の基準	
7.3.1	測定方法及びデータ収集方法の基準	
7.3.1.1	地表面（大圏コース）上の距離	【AL16】
7.3.1.2	時間及び速度	
7.3.1.3	重量	
7.3.1.4	記録挑戦飛行時のタイミング（計時）	7-2
7.3.1.5	高度	
7.3.1.6	搭載制限	
7.3.1.7	写真データ又はナブエイドから得られるデータとしての証拠物件	
7.4	測定の精度	
第8章	FAIライセンス	8-1
8.1	スポーティングライセンス	
8.1.1	定款による権利	
8.1.2	スポーティング・ライセンスの所持者の義務	
8.1.3	スポーティングライセンスの発行	
8.1.3.1	身分証明	
8.1.3.6	代表権	8-2
8.1.4	スポーティングライセンスの書式	
8.1.5	スポーティングライセンスの有効性	
8.1.6	スポーティングライセンスの取り消し	
8.1.7	スポーティング・ライセンス書式一見本	8-3
8.1.8	その他のスポーティング・ライセンス書式	
8.2	技能証明書	

第9章	FAIへの控訴	9-1
9.1	控訴権	
9.2	控訴通知	
9.3	控訴期限	
9.4	控訴処理	
	9.4.1 ヒヤリング (聴聞会)	
	9.4.2 最終判定	
9.5	判決内容の公表	
第10章	改定	10-1
附属文書A	飛行関連用語の定義	A-1/5
用語・略語解説		
	数字順	用語解説ページ1
	入手可能なその他の文書類	
	アルファベット順	用語解説ページ1-4
		<b>【AL16】</b>

-----



## FAI スポーツ規定の序文

国際航空連盟（FAI）は主に航空スポーツ競技、記録（宇宙活動を含む）とその他承認した飛行内容に関する世界的組織である。

FAIは、各国内で航空スポーツ活動を統括しているNAC（National AirSport Control）組織を統合する。NACはFAIの会員であり、FAI方針決定の最高会議体である年次総会に出席する。

総会の方針や決定はFAI執行役員会やエア・スポーツ委員会により履行される。執行役員会は定款、附随定款やスポーツ規定が正しく守られるようにする。 (AL5)

FAIスポーツ規定は総則編と各セクション番号の種目別規定からなる。この規定は3つの主なエリアからなり、1つは選手権や競技会等の組織されたスポーツ競技について、2つ目は記録、3つ目は技能証明やバッジのための決められた飛行等の証明について定める。

総則編は全ての航空スポーツに共通した事項からなり、FAIエア・スポーツ一般委員会（CASI）が責任を持つ。各種目セクションの規定は、規則や各種の手順を含み、各エア・スポーツ委員会の責任下にある。このスポーツ規定は航空スポーツの急激な発展に応じ、常に見直されている。

NACは、FAIに代わり活動を行う各エア・スポーツ委員会に代表を送る権利を有する。しかし、CASIはエア・スポーツ委員会代表者と総会で選ばれた各国代表とから成ることが特徴である。

FAIの仕事は協調が必要である。国家的なものはNACの仕事であり、国際的なものとの協調は各委員会や事務局長に代表されるFAI事務局によりなされる。

スポーツ規定は参加者と役員の双方により、十分理解され、公平で実現可能な航空スポーツ活動の規定や基準であるようにする。作業段階では、規定された規則が一貫して公平に適用されようあらゆる努力をしなければならず、参加者と役員はスポーツ精神の最高水準を維持し設定する必要性を認識しなければならない。

## 第 1 章

### F A I の原則及び権限

- 1.1 **原則** F A I は健全なスポーツマンシップを発揮し公正な競技が行えるべくエア・スポーツ並びにエアロノーティック（航空飛行）及びアストロノーティック（宇宙飛行）記録の管理を行う唯一の国際機関である。F A I のスタチュート（定款）はスポーティング・コード（スポーツ規定）を体系的に細目規定するものとしており、その規定により F A I はその活動範囲における記録、スポーツ・バッジ及び技能証明のための飛行等、全てのエア・スポーツ活動を管理・コントロールする。
- 1.2 **スポーツ規定**
- 1.2.1 スポーツ規定はジェネラル・セクション（総則編 又は G S）とスペシャライズド・セクション（細則編で、単に”セクション” 又は S S）とで構成する。
- 1.2.2 ジェネラル・セクションは全ての F A I 活動に共通なルール及び規則を規定する。ジェネラル・セクションの改定及び維持管理は F A I エア・スポーツ・ジェネラル委員会（C A S I）が担当する。
- 1.2.3 各セクションは F A I が承認したそれぞれのエア・スポーツ種目の活動に適用するルール及び規則を規定する。各セクションの改定及び維持管理はそれぞれの F A I エア・スポーツ委員会が担当する。
- 1.2.4 各エア・スポーツ活動に適用されるセクションはジェネラル・セクションに抵触してはならない。
- 1.3 **スポーツ権限**
- 1.3.1 ナショナル・エアスポーツ・コントロール（N A C） スポーツ規定の行使は各国においてスポーティング・パワーを有する F A I 正会員及び準会員がその権限を有する。このように各国内のエア・スポーツ・コントロールを行う F A I 会員を” N A C ” という。
- 1.3.2 スポーツ権限の委譲 F A I の定款、定款付則、又はスポーツ規定に特に記載がない限り、N A C はそのスポーツ権限の一部を他の組織体に委譲することができる。但し、委譲により、N A C の F A I に対する義務は免れるものではない。委譲はいつでも撤回できる。パワーを委譲又は撤回する場合、N A C は F A I に通知しなければならない。

1.4

**FAI 国際航空スポーツ委員会** 各FAIエア・スポーツ委員会の義務及び権限についてはFAI定款に定めるが、各活動種目について担当する委員会、細則としてのセクション番号、小分類クラスのレター及びその名称は次の通りである。

FAI 委員会		スポーツ・ ティング コード セクション	FAI クラス	
活動内容	略号		クラス レター	名称
バルーン	CIA	1	A	自由気球
			B	飛行船
ジェネラル・アビエーション	GAC	2	C	飛行機
			H	垂直離着陸機
			M	テイル・ウイング / テイル・エンジン機
			N	STOL 機
グライダー	IGC	3	D	グライダー
			DM	モーター・グライダー
エアモデル	CIAM	4	F	エアモデル
			S	スペースモデル
パラシューティング	IPC	5	G	パラシュート
エアロパティック	CIVA	6	C	飛行機
			D	グライダー
ハンクグライダー	CIVL	7	O	ハンクグライダー パラグライダー
アストロノティクス	ICARE	8	K	宇宙船
			P	エアロ・スペースクラフト
ロータークラフト	CIG	9	E	ヘリコプター テイル・ロータークラフト オートジヤロ
超軽量動力機 & パラモーター	CIMA	10	R	マイクロライト・エアクラフト パワー・ハンクグライダー パラモーター
ジェネラル(一般)	CASI	11	I	人力航空機
ジェネラル(一般)	CASI	12	U	無人航空機(UAV) (AL5)
ジェネラル(一般)	CASI	ジェネラル	ALL	全クラス
ジェネラル(一般)	CIACA (CASIに代えて) (AL11)	13 (AL10)	CS	ソーラーパワー・エアクラフト (AL1)
			CE	エレクトリックパワー・エアクラフト (AL1)

FAIの技術委員会はCIACA、CIEA、CIMP、EnvC.と略される。詳細はGlossaryを参照。 (AL7)

各エア・スポーツにはEmail Addressが設定されている。FAI web pagesは  
<http://www.fai.org/> である。又、その他の情報入手にはFAI internet serviceがあり、  
 Eメールのinfo@fai.orgで入手可能である。 (AL1)

## 第 2 章 分類および定義

2.1 **分類** 下の分類はすべての F A I 競技会および記録に適用する。

- クラス A : 自由気球 (Free Balloons)
  - クラス B : 飛行船 (Dirigible - Airships)
  - クラス C : 飛行機、電気-及び太陽-動力航空機 (Aeroplane, electric-and solar-powered aeroplanes) (AL11)
  - クラス D : グライダー及びモーター・グライダー (Gliders and Motor Gliders)
  - クラス E : 回転翼機 (Rotorcraft)
  - クラス F : 模型航空機 (Model Aircraft) (AL7)
  - クラス G : パラシュート (Parachutes)
  - クラス H : ジェットリフト (Jetlift Aircraft)
  - クラス I : 人力航空機 (Human-powered Aircraft)
  - クラス K : 宇宙船 (Spacecraft)
  - クラス M : ティルト・ウイング/ティルト・エンジン機 (Tilt-wing/tilt-engine aircraft)
  - クラス N : STOL 機 (Short take-off and landing/STOL aircraft)
  - クラス O : ハンググライダー及びパラグライダー (Hang Gliders and Paragliders)
  - クラス P : エアロスペースクラフト (Aero-spacecraft)
  - クラス R : マイクロライト航空機及びパラモーター (Microlight Aircraft and aramotors)
  - クラス S : スペース・モデル (Space models)
  - クラス U : 無人航空機 (Unmanned Aerial Vehicles) (AL5)
- 注 : 1 - 2 ページの表も参照

2.2 **定義** F A I エア・スポーツ委員会の責務及び上記と 1.4 項の分類を定めるにあたり、以下の定義を用する。更に詳細な定義および小分類についてはスポーツ規定のエア・スポーツ種目別細則 (セクション) に定める。

### 2.2.1 一般定義

- 航空機 (AIRCRAFT) : 空気が作用する力により大気中を飛行できる乗物をいう。
- 重航空機 (AERODYNE) : 空気より重く、飛行中、主に空力的力で浮力を得ている航空機をいう。 (AL5)
- 軽航空機 (AEROSTAT) : 空気より軽い航空機をいう。

2.2.1.1 クラス A : 自由気球 (FREE BALLOON) : 動力装置による推進力を持たず、静的に空中を浮揚する軽航空機をいう。

2.2.1.2 クラス B : 飛行船 (AIRSHIP or DIRIGIBLE) : 推進手段及び操縦手段を備えた軽航空機をいう。

2.2.1.3 クラス C : 飛行機 (AEROPLANE) : 推進手段を備えた固定翼の重航空機をいう。

エレクトリックパワード・アエロプレーン : 電動エンジンだけを使用して空中で水平飛行が可能なもの。

ソーラーパワード・アエロプレーン : エネルギー源として機体を受ける太陽エネルギーだけを使用して空中で水平飛行が可能なもの。 (AL11)

2.2.1.4 クラス D : グライダー (GLIDER) : 推進手段を持たず、滑空飛行が維持できる固定翼の重航空機をいう。 (AL5)

モーター・グライダー (MOTOR GLIDER) : 推進手段を持ち、かつその推進手段からの推力なしに滑空飛行を維持出来る固定翼の重航空機をいう。 (AL5)

- 2.2.1.5 クラス E : 回転翼航空機 (ROTORCRAFT) — 揚力のすべて、もしくは大部分を回転翼システムから得る重航空機をいう。  
 オートジャイロ (AUTOGYRO) : 翼にいかなる形の直接動力駆動手段を持たない回転翼航空機をいう。  
 ヘリコプター (HELICOPTER) : 動力で駆動する回転翼システムを有する回転翼航空機で、そのシステムの軸が固定しており、又機体の前後方向とほぼ直角を成しているもの。  
 ティルト・ロータークラフト (TILT ROTORCRAFT) : 垂直又はホヴァリング飛行の場合、ローターを上方向ほぼ垂直な位置に向けることにより揚力の全て或いはかなりの部分を得、又前進飛行の場合ローター及び又はウイングから揚力を得る重航空機で、エンジンが故障した場合オートローテーションが可能なもの。
- 2.2.1.6 クラス F : 模型航空機 (MODEL AIRCRAFT) — 人間を搭乗させることのできない縮尺型の航空機をいい、動力源を有するものと有しない物ある。 (AL7)
- 2.2.1.7 クラス G : パラシュート (PARACHUTE) — 折りたたみ可能な生地でできている装置で、重力の影響に逆らうように設計され、吊り下げた荷物や人間を安全に地表に戻すために使用される。 (AL13)
- 2.2.1.8 クラス H : 垂直離着陸機 (VERTICAL TAKE-OFF AND LANDING AEROPLANE) — 離着陸中は外翼の揚力を必要とせず機体内に搭載された 1 基もしくは 2 基以上のジェットエンジンの推力のみにより離陸、ホバリングまたは前方移動飛行の維持及び着陸が出来る飛行機。 (AL2)
- 2.2.1.9 クラス I : 人力航空機 (HUMAN-POWERED AIRCRAFT) — 1 人もしくはそれ以上の人間が搭乗しその肉体運動による力のみで離陸及び飛行を継続する重航空機をいう。人力航空機は、静的浮力を得る方法 (ガス、熱い空気等) を一切使用してはならず、また飛行中に動力を得る事が可能な装置を一切搭載してはならないが、離陸後に肉体運動による力を蓄える装置を搭載することはできる。
- 2.2.1.10 クラス K : 宇宙船 (SPACECRAFT) — 宇宙を飛行することのできる乗物をいう。
- 2.2.1.11 クラス M : ティルト・ウイング/ティルト・エンジン機 (TILT-WING/TILT-ENGINE AEROPLANE) — 水平飛行と垂直飛行の両方が可能な飛行機であって、前進水平飛行の場合、揚力の大半を固定翼から得る一方、翼又はエンジンをほぼ垂直方向に傾けることにより垂直飛行又はホバリングができる物をいう。
- 2.2.1.12 クラス N : STOL 機 (SHORT TAKE-OFF AND LANDING (STOL) AIRCRAFT) — 短距離の滑走で離着陸できる航空機をいう。
- 2.2.1.13 クラス O : ハンググライダー (HANG GLIDER) — パイロットが両足を使ってその足の力だけで離着陸できる持ち運び可能なグライダーをいう。 (AL1)  
 パラグライダー (PARAGLIDER) : ハンググライダーで、基本部分が固定構でないものを言う。
- 2.2.1.14 クラス P エアロ・スペースクラフト (AERO-SPACECRAFT) — 宇宙を飛行し、大気圏内を維持及びコントロールが出来る機体で、軟着陸又は軟着水が出来る機体。 (AL1)
- 2.2.1.15 クラス R  
 マイクロライト (MICROLIGHT) : 最大重量が限定され、又翼面荷重が極めて低く限定されている 1 人もしくは 2 人乗りの飛行機をいう。  
 パワード・ハンググライダー (POWERED HANG-GLIDER) : 離陸させ飛行を維持させることができる推進手段を装備したハンググライダーをいう。  
 パラモーター (PARAMOTOR) : 離陸させ、飛行を維持させることができる推進手段を装備したパラグライダーをいう。

- 2.2.1.16 クラス S : スペース・モデル (SPACEMODEL) - 大きさ及びペイロード搭載能力が縮尺型の宇宙船またはエアロ・スペースクラフトで、人間または商業用ペイロードを搭載することが出来ないもの。
- 2.2.1.17 クラス U : 無人航空機 (Unmanned Aerial Vehicle/UAV) - 人間を乗せない推進手段を持つ重航空機で、科学調査、宣伝、官営又は軍事目的に設計されたもの。(AL5)

### 2.3 飛行の定義

飛行の種類、コース、スタート、ターン及びフィニッシュ・ポイント等の定義は各エア・スポーツ種目によって異なるため、それぞれのエア・スポーツ委員会が決定し、各セクションに定める。FAIの定める飛行の定義については 付属書 A (ANNEX A) に定める。

## 第3章 スポーツ競技会

- 3.1 **競技会の分類** 競技会とはスポーツ規定に従いNAC又はFAI 或いはその代理者がオーガナイズ（組織運営）するエア・スポーツ競技会をいう。競技会については3.1.1～3.1.7の通り分類、定義する。その他の定義、分類については各セクションに定める。 (AL2)
- 3.1.1 **国内競技会 (NATIONAL SPORTING EVENT)** 組織運営するNACの参加者に公開されるスポーツ競技会をいう。
- 3.1.2 **国内選手権 (NATIONAL CHAMPIONSHIP)** 優勝者にナショナル・チャンピオン（国内選手権者）のタイトルが授与される国内スポーツ競技会をいう。
- 3.1.3 **国際競技会 (INTERNATIONAL SPORTING EVENT)** 複数の国のNACからの参加者に公開するスポーツ競技会をいう。
- 3.1.4 **公開国内選手権 (OPEN NATIONAL CHAMPIONSHIP)** 組織運営するNACの招聘により他国のNACの参加者に公開する国内選手権をいう。
- 3.1.5 **地域選手権 (REGIONAL CHAMPIONSHIP)**
- 3.1.5.1 **大陸選手権 (CONTINENTAL CHAMPIONSHIP)** スポーツ規定（3.5.4参照）に定める特定の大陸地域内の全てのNACからの参加者、そして、申し込み数に余裕がある場合、特定地域外のNACからの参加者に公開する国際スポーツ競技会をいう。この場合大陸地域選手権のタイトルは、競技終了後、特定地域内よりの最高得点の個人またはチームに授与される。
- 3.1.5.2 **その他の地域グループの選手権** 3.5.4以外の地域国のグループで、エア・スポーツ・ジェネラル委員会が特に地域選手権と認めたもので、大陸内又は大陸間のグループも含む。
- 3.1.6 **世界選手権 (WORLD CHAMPIONSHIP)** 全てのNACからの参加者に公開される国際競技会であり、優勝者には世界選手権者のタイトルが授与される。
- 3.1.7 **ワールド・エア・ゲームズ (WORLD AIR GAMES)** 同時に複数のFAIエア・スポーツを絡ませた国際スポーツ競技会を言い、NACからの参加者に公開される。WAGのルールはFAIより入手可能である。CASIはWAGの一般ルールを認めている。2009WAGでは、これらの一般ルールがスポーツ規定と相容れない場合、一般ルールが適用となる。 (AL11)
- 3.2 **参加者**
- 3.2.1 **エントラント (申込者)** スポーツ競技会参加のために受理された申込書類が完全な個人またはNACをいう。NACを代表することが出来ない個人又はチームはFAI執行役員会又は該当するエア・スポーツ委員会が参加を認める。そのような個人又はチームをFAIアPLICANTと呼ぶ。 (AL5)
- 3.2.2 **コンペティター (競技者)** スポーツ競技会に申込み競技を行う個人をいう。 (AL6)
- 3.2.3 **チーム** 1名又はそれ以上の競技者のグループで、チーム成績はそのチームの競技者全員の成績の合計とする。
- 3.2.3.1 **ナショナル・チーム (NATIONAL TEAM)** 1国のNACを代表する1人又はそれ以上の競技者のグループ。
- 3.2.3.2 **インターナショナル・チーム (INTERNATIONAL TEAM)** 3.2.1に定義されている通り、複数の国のNAC又はFAIを代表する1人以上の競技者のグループ。
- 3.2.3.3 **FAIチーム** 1人又はそれ以上のFAI競技者のグループ。
- 3.2.4 **選手権者 (CHAMPION)** 世界、地域又は国内選手権の優勝者に与えられるタイトル。ワールド・エア・ゲームズの競技の優勝者はそれぞれのクラスのワールド・エア・ゲーム・チャンピオンのタイトルが与えられる。

### 3.3 スポーツ競技会の承認

3.3.1 FAI 総会で決定していなくても、FAI 及び NAC は FAI の規則に従って開催されるスポーツ競技会のみを承認する。FAI 及び NAC は未承認の競技会に参加した競技者のスポーティング・ライセンスを差し押さえ又は取り消しを行う。

3.3.2 競技会は、開催国 NAC が FAI に対するすべての義務を遂行した場合にのみ承認される。

3.4 国際スポーツ競技会の登録 FAI は国際スポーツ・カレンダーをアップデートし公表する。国際スポーツ競技会の承認を得るには、競技会を組織運営する NAC が FAI スポーツ・カレンダーに登録しなければならない。この登録は競技会開始日の遅くとも 3 ヶ月前までに FAI 事務局が受理していなければならない。

### 3.5 FAI スポーツ・カレンダーに記入される競技会

#### 3.5.1 カテゴリー 1 競技会

3.5.1.1 ワールド・エア・ゲームズ（総会の承認による）

3.5.1.2 世界選手権又は大陸地域選手権（FAI 担当エア・スポーツ委員会及び執行役員会で FAI スポーツ・カレンダー/4.2.2.11 参照の一部として認められたもの） (AL6)

3.5.1.3 FAI 担当エア・スポーツ委員会が承認する国際スポーツ競技会

3.5.2 カテゴリー 2 競技会 その他の国際スポーツ競技会で、NAC 又は NAC の委託先が組織運営する競技会

#### 3.5.3 競技会の資格基準

3.5.3.1 カテゴリー 1 競技会 少なくとも 4 カ国の NAC がローカル規定に定める期日までに申込料を添えて申込むこと。申込みが 4 カ国に満たない場合、競技会の開催及び選手権者のタイトル授与の可否は担当エア・スポーツ委員会が決定する。 (AL9)

3.5.3.2 カテゴリー 2 競技会 最小参加申込数は競技会規則で定めるものとする。 (AL2)

3.5.4 大陸地域の定義 大陸地域選手権の開催のため、FAI は大陸地域を以下の通り定める。

3.5.4.1 アジア (Asia) アジア大陸諸国及び 3.5.4.3 に定義するヨーロッパ諸国の東側に近隣する島国から日本、フィリピンの極東諸国まで。スリランカ、ブルネイ、インドネシア及び中華台北を含むが、ロシアを除く。

3.5.4.1.1 東アジア地域 (East Asian Region) ミャンマー、中国、モンゴル及びアジア諸国 (3.5.4.1) の南側及び東側まで。

3.5.4.1.2 南アジア地域 (South Asian Region) インド洋、紅海及びペルシャ湾沿い又はそれに近隣するアジア諸国で、東アジア地域 (3.5.4.1) の諸国を除くが、地中海の東側のアジア諸国を加える。このため、インド洋とはベンガル湾及びアラビア海を含めるものとする。

3.5.4.1.3 中央アジア地域 (Central Asian Region) 東及び南アジア地域 (3.5.4.1.1&2) を除くアジア地域 (3.5.4.1)

3.5.4.2 アフリカ (Africa) アフリカ大陸の全ての国々からなり、ケープ・ヴェルデ、セイシェル、モーリシャスのような近隣の島国を含む。

3.5.4.3 ヨーロッパ (Europe) 地中海及びその北側の全ての国々からなり、近隣の島国及びカスピ海の西側の国々を含む他、アイスランド、アイルランド、イスラエル、ロシア全土、トルコ及びイギリスを含むが、イランは含まない。

3.5.4.4 オセアニア (Oceania) パプア・ニューギニア、オーストラリア、ニュージーランド及び太平洋の東側でマーケサス及びツアモツ群島までの国々からなるが、上記のアジアで列記したどの国（例えば、インドネシア、日本フィリピン）も含まない。



- 3.5.4.5 北アメリカ (North America) パナマからカナダ及びバミューダ島を含むカリブ海諸島の国々からなる。
- 3.5.4.6 南アメリカ (South America) コロンビアからチリ及びアルゼンチンまでの全ての国々からなる。
- 3.5.4.7 特定選手権のための暫定的な変更 担当エア・スポーツ委員会の要請があった場合、エア・スポーツ・ジェネラル委員会の委員長の同意により、大陸地域の定義は変更可能である。
- 3.5.5 他の地域グループ編成 3.5.4 に列挙した大陸地域と異なる地域グループ編成の選手権を定期的に F A I が承認する場合、その地域グループ編成の定義をこの項に規定する。これは他の地域グループ編成が後から組織された場合でも上記の定義を変えないようにするために、一例として 環太平洋諸国 (Pacific Rim) があげられる。
- 3.5.6 競技会の頻度及び場所 各 F A I エア・スポーツ委員会は以下の原則に従い競技会の頻度と場所を決定する。
- 3.5.6.1 (2008 年版で削除) (AL11)
- 3.5.6.2 世界選手権及び大陸選手権は種目又はクラス別に主として 2 年おきに開催する。
- 3.5.6.3 世界選手権及び大陸選手権は出来る限り同一年には開催しない。
- 3.5.7 開催時期及び場所の調整 各 F A I エア・スポーツ委員会はその担当する競技会が出来る限り互いに重複することがないように調整する。F A I は他の担当委員会の競技会が開催時期及び開催場所において重ならないよう調整にあたる。
- 3.6 参加
- 3.6.1 国際スポーツ競技会は F A I に対する義務のすべてを履行した N A C のみが参加可能とする。将来 F A I 会員となることが有力な組織が競技会に参加を希望する場合、担当 F A I エア・スポーツ委員会の裁量及び F A I 事務局長との協議により、2 つまでの競技会に限って参加することができる。
- 3.6.2 国際スポーツ競技会を組織運営する各 N A C は、競技会に参加資格を有するいかなる参加者に対しても その開催国に入国出来るようあらゆる努力を払わなければならない。開催国 N A C は他国の参加者が何等かの理由で入国を拒否される可能性が認められた場合、F A I 事務局長、担当エア・スポーツ委員会の委員長およびその参加者の N A C 通告にする。
- 3.6.3 ジェネラル・セクション 3.2.1 及び 3.6.1 の双方又はいずれか一方に該当する F A I 競技者又は F A I チーム は、国際スポーツ競技会を組織運営する N A C 及び担当エア・スポーツ委員会が認めた場合、その競技会への参加が可能となる。 (AL2)
- 3.6.4 チーム競技会において関係スポーツ委員会はカテゴリー 1 の競技会への国際チームの参加を制限してもよい。 (AL3)
- 3.7 アイデンティティ及び代表権
- 3.7.1 参加者の身分証明 参加者のアイデンティティは参加者の国の政府又は参加者の居住国の政府又はその関係機関が発行した身分証明書による。
- 3.7.2 コンペティター (競技者) の代表権
- 3.7.2.1 カテゴリー 1 の国際スポーツ競技会において、競技者は、インターナショナル・チームに属さない限り、F A I スポーティング・ライセンスを発行した N A C を代表する。N A C はカテゴリー 2 の国際スポーツ競技会に参加する F A I スポーティング・ライセンス保持者に F A I スポーティング・コードや大会規則、規定を遵守させる責任がある。 (AL10)
- 3.7.2.2 3.2.1 及び/又は 3.6.1 に基づく F A I 競技者又はチームは国際スポーツ競技会への参加のインビテーションを受けるものとする。但し、この場合参加者の受入れに余裕がある場合に限る。

## 3.8 FAIスポーツ競技会主催の申出

- 3.8.1 申込み NACがカテゴリー1競技会主催の申込みを行う場合、FAI担当エア・スポーツ委員会が特に定める規則及び以下の規則に従わなければならない。
- 3.8.1.1 リード・タイム（準備期間） 世界選手権または大陸選手権の開催申込みは、可能な限り遅くとも2年前までに、FAI担当エア・スポーツ委員会に提出されなければならない。
- 3.8.1.2 計画内容 申込みには、最小限度、開催日、開催地、現地の天候及び当該エア・スポーツに係わる開催場所の特徴についての情報を入れること。これには環境条件、空域の状況、特別な保険付保の必要性、参加費用及びその内訳の提示を含む。(AL9)
- 3.8.1.3 入国許可 申込みは、参加者の入国条件または競技場への入場条件の詳細を記載しなければならない。なんらかの制限が提示されたり判明した場合、FAI執行役員会は、スポーツ面に関し関係エア・スポーツ委員会やCASIビューローの助言を得た上で、それが受諾できるか否かを決定する。(AL7)

## 3.9 FAI競技会の規則

- 3.9.1 カテゴリー1競技会の規則 カテゴリー1競技会の一般規則はスポーツ規定の関連するセクションに含まれる。個々の競技会の競技規則はスポーツ規定の規則に抵触してはならない。競技規則は事前に当該FAI航空スポーツ委員会の承認を受け、その後変更してはならない。
- 3.9.2 カテゴリー2競技会の規則 カテゴリー2競技会の一般規則および競技規則は妥当な限り、カテゴリー1競技会の規則および競技規則に準ずるものとし、原則としてそれらの規則に抵触してはならない。
- 3.9.3 FAIの権限 規則、規約、プログラムおよびその他の公式文書にはすべてFAI承認のもとで行われる旨記述し、FAIロゴを掲載する。
- 3.9.4 表敬招待 カテゴリー1競技会に関し、組織運営者はFAI会長及びFAI航空スポーツ委員会の委員長を例えば開会式／閉会式に表敬招待すべく招待状を発送する。招待状には、オーガナイザーが負担する費用があればそれを明示する。(AL11)
- 3.9.5 用語 各国NAC及び競技者に配布又は競技会中に発行する規則規約及び情報は英語を使用するが、オーガナイザーの都合によりフランス語又は開催国の言語を使用可能とする。この場合、解釈のすべては英語が優先する。
- 3.9.6 保険 競技会オーガナイザーは、万一の場合、参加者及びオーガナイザーを保護する主催者賠償保険が受けられるよう考慮しなければならない。オーガナイザーは参加国NAC又は／及び競技者に対し自己の損害保険へ加入するよう要請しなければならない。(AL2)

FAI競技会オーガナイザーが当該競技会のために保険を提供しあるいは保険加入を促す場合、その保険は当該競技会の規則で定められた各最小要件に合致するものでなければならない。

(AL14)

- 3.10 参加申込 カテゴリー1スポーツ競技会の参加申込は、スポーティング・ライセンスを保有するその国のNACを通じて行い、申込者が(GS3.2.1に基づく)FAIの場合はFAIを通じて行う。

## 3.11 参加申込者の義務

- 3.11.1 スポーツ規定及び規則の承諾 参加申込者及び競技者はスポーツ規定及び競技会規則を掌握の上承諾しこれを遵守しなければならない。申込みしたことにより、これらの規定及び規則は疑義なく承諾されたものとみなされる。競技者は当該NACの国を代表しており、またカテゴリー2競技会でも自国の民間大使であることを自覚し、スポーツ・マナー正しく競技を行い、その行動に非難されるところがないよう、留意しなければならない。(AL10)

- 3.11.2. ドーピング、アルコールの摂取、および疾病と外傷 (このパラグラフ全体 AL9)  
以下は、エア・スポーツ用として世界アンチドーピング機構(WADA)が合意し、FAIが発行した“FAIアンチドーピング規則と手順”の概要をまとめたものである。
- 3.11.2.1 定義 ドーピングとは、一つ以上の禁止薬物または処方、或いは血液または血液製剤の、或いはこれらの検知を意図的に難しくしようとするごまかしの行使または試用をいう。これが故意にせよ故意で無いにしろ、不注意であろうと遺漏であろうと、また他のどんな状況にであろうとである。ドーピング反応テストに応じることを拒否或いは実施しない、ドーピング反応に不当な干渉を加える、禁止薬物または禁止手順の入手或いはドーピング違反を援助することでもドーピング違反の罪となる。
- 3.11.2.2 方針 FAIの方針とはドーピングに関係するこうした誤使用、医療過誤、不正行為を防止することである。ドーピングはFAIの公平・公正なプレーという原理原則に反するものであり、かつエアスポーツ参加者の健康と安全を阻害する可能性を有する。
- 3.11.2.3 禁止薬物 ドーピングチェック時に有効なWADAリストに含まれる薬物(掲載www.wada-ama.org)。これに加えて、FAIでは飛行の安全性という理由から、規定レベル以上のアルコールも含む。(AL13)
- 3.11.2.4 競技者の責任 FAI規則で実施されるスポーツ競技会に出場する全ての競技者はドーピングコントロール施策に従い、またその協力が求められるということを受け入れる。禁止薬物の使用或いは処方を必要とする診断書を所持する出場者は、関係する競技会前に、FAIアンチドーピング規則に従い、治療使用のための免除扱い(TUE)の適用を受けておかなければならない。更に大会もしくは大会直前に生じた理由により安全を阻害する、もしくはライセンスを無効にしかねない薬物や医薬を取っている、病態、病氣、怪我に苦しんでいる競技者は、競技前に書面で実行委員長に知らせねばならない。
- 3.12 参加申込の受理
- 3.12.1 参加申込みは公式の参加申込書に参加費全額を添え、かつ指定締切日までに行った場合に限り受理される。
- 3.12.2 締切後の申請は、遅延について正当の理由がありかつ受入れに余裕がある場合に限り、オーガナイザーの裁量により受理される。
- 3.12.3 電話又はテレックスによる参加申込みは公式申込書と参加費が受領された時点で正式なものとして受理される。もし申込の詳細で除外しない限り通常郵便と同様、Eメールやファックスを申込書と現金、クレジット・カード処理に使用できる。競技会組織運営者はインターネットのウェブサイト上に様式と手続きを設定すべきである。申請書が不完全であったり又は不正確であった場合、参加申込みは受理されないことがある。(AL5)
- 3.13 参加申込の変更  
申込内容の変更は競技規則に定める期日まで可能とするが、競技会の開始前とする。競技者、機材又はクラスの変更は、競技規則に定めがある場合にのみ可能とする。
- 3.14 参加申込の拒否  
カテゴリー1競技会を組織運営者は、申込が正しく行なわれ、申込条件を満たしている場合、参加申込を拒否してはならない。(AL11)
- 3.15 参加費の返還
- 3.15.1 競技会が実施されない場合、参加費は全額返済される。不可抗力が理由で競技会が取り消され又は中止された場合、参加費の未使用部分は返還される。中止決定をする前に、関連エアスポーツ委員会は(FAI)事務局長に相談する。事務局長は必要に応じ、情報を流したり助言を求めたりする。対処策はケースバイケースで決定される。もしFAIにとって政治的要素が絡む場合は、執行役員会が関わる場合もある。(AL7)
- 3.15.1.1 (2004年に削除)
- 3.15.2 競技者又はチームが参加を取りやめる場合、参加費の返還を求めることは出来ない。

### 3.16 結果及び表彰授与

3.16.1 ジュリー（陪審）の承認 国際スポーツ競技会の結果は、ジュリーが発生したプロテスト（抗議）を全て処理し、且つその役目を終了して始めて最終とする。最終結果は表彰授与が行われる前に公表されなければならない。

#### 3.16.2 結果の通知

3.16.2.1 カテゴリー1競技会の公式エントリー・リストと結果は可能な限り賞の授与以前で競技会終了後24時間以内にFAI事務局宛に電子メールされなければならない。(AL11)

3.16.2.2 いかなるFAIスポーツ競技会もその結果は文書により開催国NAC、すべての競技者及びその代表するNACそしてカテゴリー1競技ではFAI事務局に対し遅滞なく通知されなければならない。(AL11)

3.16.2.3 カテゴリー1競技会においては、ジュリー・プレジデント（陪審長）はFAI事務局に対し抗議件数の他、抗議の取り下げ、抗議の取り上げ並びに抗議未遂の件数及びそれらのジュリーによる決定内容を競技会終了後8日以内に通知しなければならない。(AL11)

#### 3.16.3 表彰式

3.16.3.1 カテゴリー1競技会で表彰を行う場合、FAI旗を掲揚しFAI賛歌を演奏する。表彰は各クラスごとに行い、一位、二位及び三位の競技者の国旗を掲揚し、選手権者の国の国歌を演奏する。

3.16.3.2 FAIは各世界選手権、大陸地域選手権及びワールド・エア・ゲームズにおいて、金メダル、銀メダル及び銅メダルを授与する。これらは、場合により女性やジュニア・クラスを含む、選手権大会総合の1位、2位及び3位の競技者個人に対して授与される。メダル代は全て関係する航空スポーツ委員会で負担する。当該委員会の決定により、費用をオーガナイザー予算に付け替えてもよい。委員会が要請した場合、一つの順位を争うチーム競技者（例えば、フォーメーション・スカイダイビングや模型のチーム・レース等）のチーム員全員に、金、銀及び銅メダルを授与する。選手権大会での個人の成績に基づきチーム順位が決まる場合は、一位、二位及び三位になったチームの代表のみに金、銀及び銅メダルを授与する。委員会が決定すれば、より小さなFAIチームメダルを全員に授与してもよい。勝ったチームに授与される大きなFAIメダルは、チーム代表より、チームの所属するNACもしくは組織に送付する。一位から十位の競技者に対しFAI賞状が授与される。更に、オーガナイザーから独自の賞が授与される場合がある他、結果が男女別の場合には、別々の書状が授与される場合がある。(AL7)

3.16.3.3 スポーツ規定又は競技規則に定めるメダル、賞状及びその他トロフィー又は賞金などの賞は公式表彰時に授与されるものであり、この時期を逸してはならない。

## 第4章

### スポーツ競技会および記録の管理

#### 4.1 NACの責任

4.1.1 管理及び証明 各NACはその管理の下で行われるFAIスポーツ競技会、記録及びバッジ・フライト全ての管理及び証明を行う。

4.1.2 確認 FAIはNACに対し随時、飛行内容、記録又は競技会がFAIスポーティング・コードの規定に基づいて管理されていることを裏付ける資料の提出を求めることができる。資料不十分と認められた場合、FAIは承認を拒否することがある。

#### 4.2 成績管理責任者

4.2.1 オフィシャル・オブザーバー（公式立会人） 飛行内容を管理するオフィシャルは公式立会人としてNACに登録しなければならない。公式立会人はFAI記録及びバッジ飛行のための飛行内容及び個々の事象を管理及び認定する権限を有する。公式立会人はFAIスポーツ規定及び競技会規定を熟知し理解していなければならない。FAIエア・スポーツ委員会は担当エア・スポーツ活動における公式立会人の資格認定基準を設定し、その基準及び任務をスポーツ規定の関連セクションに記載する。この資格は公式立会人のNACが認定する。

4.2.2 適格性 記録又はバッジ・フライトの際の公式立会人はあくまでも中立な立場にあつて利害関係が認められてはならない。

4.2.3 立会 公式立会人は 認定を必要とする当該競技会に立ち会った場合のみFAIフライト・パフォーマンスと認定することができる。公式立会人は、速やかに当該競技会の現場に到着し、且つ証言について疑いを挟む余地がない場合に限り、事実を認定することができる。FAIパフォーマンスがビデオで判定される場合、少なくとも一人の公式立会人が当該競技会での録画に立ち会う必要があるものの、所定の数の公式立会人が事後或いはインターネット中継で当該録画を確認し認定することができる。 (AL14)

#### 4.2.4 公式立会人の臨時資格

4.2.4.1 公務執行中の航空交通管制官に対し公式立会人の臨時資格を与え、テイクオフ、スタート・ライン及びフィニッシュ・ライン、ターン・ポイント又はコントロール・ポイント、ランディングにおけるオブザーブを依頼することができる。世界選手権、大陸地区選手権又はその他スポーツ規定の関連セクションに定める競技において、公式に登録されたアシスタント及びオフィシャルも、競技委員長承認のもとに公式立会人となることができる。

4.2.4.2 公式立会人の管轄範囲外で事象が発生した場合、当該事象の証明については適切なスキルを有する2名の利害関係のない証人を必要とする。この場合、実証する2名は住所氏名及びスポーツ規定の関連条項に基づく必要な情報を文書で明示する。公式立会人以外の証人が実証する場合、公式立会人がこれに確認の署名を行う。

4.2.5 義務違反 公式立会人の義務に違反があった場合、公式立会人の任命は取り消される。証明が投げやりであったり或いは情報を故意に捏造したりするような不誠実な行為は関係するNACにおいて処分の対象となり得る。

4.2.6 FAIスポーツ競技会中の記録 記録はスポーツ競技会の一部として実施されているはずで、必要に応じオーガナイザーは申請者に協力し情報を集め、提出し、その他必要な処置、例えば世界記録のために定められた期間（6.8.4参照）内に関係するNACおよびFAIへ通知する等を行う。しかし、申請者は全ての記録申請手続きが実施されたことを確認する責任がある。 (AL5)

## 4.3 カテゴリ 1 国際スポーツ競技会役員

### 4.3.1 インターナショナル・オフィシャル（国際役員）

4.3.1.1 アドバイス、仲裁或いは規則の解釈に係わる問題は 4.3.2 に定義されているインターナショナル・ジュリー（国際陪審）の任務とする。飛行内容の客観的評価に係わる問題は 4.3.3 に定義されている F A I ジャッジ（審判）の任務とする。インターナショナル・ジュリー・メンバーも F A I ジャッジも F A I を代表する国際役員であり、関連 F A I エア・スポーツ委員会が指名又は承認する。

4.3.1.2 国際役員が一つの競技会において務める役職は上記の内いずれか 1 つとする国際役員は競技者であってはならず、又競技運営の役職にあってはならない。

4.3.1.3 関連エア・スポーツ委員会が別に規定している場合を除き、如何なるグループ又はポジションであっても、国際役員は異なる N A C で構成する。 (AL9)

### 4.3.2 インターナショナル・ジュリー（国際陪審員）

4.3.2.1 F A I カテゴリ 1 競技会は抗議の取り扱い及び競技会の進行状況モニターのため国際陪審員を置くとともに 3.16.2.1 に従い、公式エントリーリストと結果を確実に F A I 事務局へ送る。その構成は指名方法により、リプレゼンタティブ（代表）陪審員及びノミネイテッド（指名）陪審員の 2 通りがあり、何れの指名方法によるかは関係スポーツ規定に記載する。 (AL11)

4.3.2.2 リプレゼンタティブ・ジュリー（代表陪審員） 代表陪審では、陪審長は競技会を主宰する F A I エア・スポーツ委員会が指名し、また陪審員は各競技参加国の N A C から指名される。陪審長及び陪審員はスポーツ規定の関連セクションの規定に基づき陪審を行う資格を有する。

4.3.2.3 ノミネイテッド・ジュリー（指名陪審員） 指名陪審では、陪審長は担当 F A I エア・スポーツ委員会が指名する。陪審員は 2 名又は 4 名からなり、スポーツ規定の関連セクションに基づき委員会が指名する。

4.3.2.4 ジュリー・プレジデント（陪審長） 陪審長は、陪審会議において議長を務める他、オーガナイザーに対し F A I スポーツ規定及び競技規則の遵守を要求する資格を有する。オーガナイザーが遵守を怠った場合、陪審長は、陪審会議で事態の收拾が図られるまで、競技会を一時中止させる権限を有する。オーガナイザーがそれでも F A I スポーツ規定及び競技規則を遵守しない場合、陪審は競技会を終了させる権限を有する。陪審員団は、参加費が全額返還されるべきであることを、F A I 事務局長に勧告することが出来る。 (AL11)

4.3.2.5 ジュリー・メンバー（陪審員） 陪審員は F A I スポーツ規定及び競技規則に十分精通していなければならない。インターナショナル・ジュリーハンドブックが必要な場合、F A I において入手可能である。競技中、陪審員は少なくとも 1 名が競技現場に居合わせていなければならない。 (AL1)

### 4.3.2.6 インターナショナル・ジュリー・ミーティング（国際陪審会議）

4.3.2.6.1 出席 陪審員は、病気又は急用等特別の理由を除き、陪審会議に出席する。陪審員が出席出来ない場合、当該陪審員は代替者をたてなければならない。この場合、当該陪審員若しくは F A I エア・スポーツ委員会の委員長又はその代理人は別の有資格者を指名し、代替陪審員として陪審委員長の承認を必要とする。イベント・ディレクター（競技委員長）及び抗議原告はジュリーに対し書面及び口述により証拠を提供する権利を有する。抗議の取扱いは 5.5 に基づくものとする。

4.3.2.6.2 陪審記録 陪審行為の記録、決定とその理由及び証憑書類の写しは陪審長より F A I に送付し、事後 F A I にアペールがあった場合に備えるものとする。（第 10 章参照）

4.3.2.6.3 定足数 代表陪審の定足数は陪審長を含め全陪審員の 2 / 3 とする。指名陪審の定足数は 3 名とし、陪審長を含める。

4.3.2.6.4 投票 単純過半数により決定する。陪審員の要請により無記名投票も可能とする。 (AL1)

### 4.3.2.7 インターナショナル・ジュリー（国際陪審）の解散

4.3.2.7.1 陪審は、正当に行われた抗議全てを処理して始めてその職務を終了する。たとえ処理すべき抗議がなくとも陪審は最終競技に対するプロテスト受付時間まではその職務を有する。

4.3.2.7.2 陪審の最終職務は、競技会の競技結果を確認のうえ承認し、そして競技会が競技規則及び陪審の決定に従って行われたため有効である旨を宣言することである。

- 4.3.3 F A I ジャッジ (審判員)
- 4.3.3.1 F A I エア・スポーツ委員会は、競技会が全体又は個々の飛行内容を客観的に評価するため、および F A I スポーツ規定の関連セクションに規定されている競技会に必要な任務のために、ジャッジを指名する。
- 4.3.3.2 担当 F A I エア・スポーツ委員会は、ジャッジに必要な資格、ジャッジの経験及び競技規則に対する知識に基づいて、ジャッジを決定する。
- 4.3.3.3 N A C は担当 F A I エア・スポーツ委員会に候補者名を提出して、インターナショナル・ジャッジとしての認定を要請する。認定された場合、委員会はジャッジのリストを F A I に提出する。
- 4.3.3.4 チーフ・ジャッジは担当エア・スポーツ委員会が指名するものとし、インターナショナル・ジャッジが行うべき役割を定め、結果を競技委員長に報告する義務を有する。
- 4.3.4 オペレショナル・オフィシャル (運営役員) カテゴリー 1 競技会を開催する N A C は競技委員長、広報担当役員および関連のエア・スポーツの要件に応じてその他必要な人材或いは係員を指名する。 (AL11、12)
- 4.3.4.1 イベント・ディレクター (競技委員長)
- 4.3.4.1.1 競技委員長はスポーツ競技会の運営全般を管理する。委員長は委員長を補佐する副委員長及び競技役員を置く、委員長及び副委員長は担当 F A I エア・スポーツ委員会が承認する。
- 4.3.4.1.2 競技委員長は競技会が適切に、スムーズそして安全に運営されてゆくよう管理する責任を有する。委員長はスポーツ規定及び競技規則に従って運営上の決断を行う。委員長は不正行為又は規則違反のあった競技者にペナルティーを科し、もしくは失格させることができる。委員長は国際陪審会議に出席し、必要に応じて証拠を提出する。
- 4.3.4.1.3 競技委員長は、競技開始前に正式に受理したエントリー・リストを公表し、日々の競技結果及び競技会広報担当役員から得られる競技会の記事を発表し、また最終エントリー・リスト、全競技結果及びプロテストの詳細を定められた日時までに開催国 N A C 及び F A I に送付する。 (AL4)
- 4.3.4.2 スチュワード
- 4.3.4.2.1 スチュワードは競技委員長のアドバイザーである。スチュワードは競技会の状況を常に監視し、不正行為、規則違反、もしくは他の競技者又は公共の安全を阻害したり或いはそのスポーツに対し何らかの不利となるような行為があった場合それを報告する。スチュワードはインターナショナル・ジュリーが検討すべき事項に関する情報及び事実を収集する。スチュワードの指名及び任務に関する規則はエア・スポーツ委員会がスポーツ規定の関連セクションに規定する。
- 4.3.4.2.2 スチュワードは競技会を運営する権限を持たない。スチュワードは組織 委員会の委員であってはならない。スチュワードは国際陪審会議にオブザーバー又は証人として出席することができる。
- 4.3.4.3 パブリック・リレーションズ・オフィサー (P R O 広報担当役員) 広報担当役員は競技会の内容を紙面、視聴覚及び電子メディアにより出来るだけ広範囲に公表する義務を有する。 (AL2)
- 4.3.4.3.1 権限 広報担当役員は、たとえ競技会組織委員会の一員であっても、競技会の運営に関する資格を持たない。同役員は、証人として要請される以外は国際陪審員会議に出席してはならない。 (AL2)
- 4.3.4.3.2 広報記事 競技会終了時、広報担当役員は競技委員長に記事を提出する。この記事は、適切な紙面、視聴覚及び電子メディアを使用するものとし、N A C 及び F A I への公式報告に含める他、必要に応じて広報資料に使用する。 (AL2)

#### 4.4 カテゴリー 2 国際スポーツ競技会役員

4.4.1 カテゴリー 2 国際スポーツ競技会の運営組織はカテゴリー 1 競技会のそれに準ずるが、簡略化することができる。

4.4.2 ジュリー及びジャッジを置く場合、その構成は必ずしも異なる国籍である必要はない。

4.4.3 上記以外に必要な規定はスポーツ規定の各セクションに規定する。

#### 4.5 国内競技会役員

4.5.1 国内スポーツ競技会の運営組織は、原則的には国際スポーツ競技会の構成によるが、運営上のニーズに基づくものとする。

4.5.2 上記以外に必要な規定、特に国内選手権に関しては、スポーツ規定の各セクションに規定する。



## 第5章

### 不服申立て、罰則、失格および抗議

#### 5.1 不服申立て

5.1.1 不服申立ては、正式の抗議を行う前に訂正してもらうことを目的に行う。

5.1.2 国際競技会の開始以前の不服申立ては参加国のNACが開催国のNACに対して行う。この不服申立ては運営組織が参加申込み又は参加資格のルールを遵守しなかったり、或いは参加を拒否した場合に行なう。この種の不服申立てがあった場合、その内容は遅滞なくFAI事務局長に通知するものとし、事務局は担当FAIエア・スポーツ委員会の委員長に逐一報告する。

(AL11)

5.1.3 競技中、競技者又はチームが何かに不満を持った場合、先ず担当役員にその処置につき援助を依頼する。その処置に不満がある場合、競技者又はチーム・リーダーは競技委員長又はその指定する役員に不服申立てを行うことが出来る。この不服申立ては不満があった場合直ちに行い、迅速に処理しなければならない。

#### 5.2 罰則及び失格

5.2.1 スポーツ競技会の競技委員長は競技者が競技規則に違反した場合、違反者に罰則を科すことが出来る。この罰則により、当該競技者は競技実施上不利な立場におかれたり、得点が減点されたり、競技の順位が後に回され、資格がなくなったり或いはその他担当航空スポーツ委員会が指定する罰則を受ける場合がある。

5.2.2 罰則の程度 罰則は違反の程度により以下に規定する最小は減点から最大は失格にまで及ぶ。

5.2.2.1 競技上の違反 競技上規則違反した場合、もしくは競技者の不注意により必要事項を見落とししたがそれが結果的には当該競技者の有利にならなかった場合、罰則の基準として、そのタスクの最高スコア又は最大有効スコアの2パーセントもしくはそれ以上の減点が科せられる。

5.2.2.2 重大な違反 危険又は無謀な行為を行った場合、或いは軽度な違反といえども何度も繰返して行った場合、重大な違反と認め、罰則の基準としてそのタスクの最善スコア又は最高有効得点の5パーセントもしくはそれ以上の減点が科せられる。

5.2.2.3 スポーツ精神に反する行為 役員を故意に欺いたり、他の競技者を故意に妨害したり、書類を捏造したり、使用禁止の機材又は服用禁止の薬物を使用したり、制限空域に侵入したり或いは重大な規則違反を繰返す等、不公正なスポーツ精神に反する行為を行った場合、当然の罰則として、スポーツ競技会への参加資格を失う。(AL2)

5.2.3 公表 罰則は、当該罰則が科せられた日のスコア・シートに記載される。

#### 5.3 スポーティング・ライセンスの没収

5.3.1 失格した競技者はスポーティング・ライセンスを競技委員長に返上する。

5.3.2 失格した競技者は参加費の一部といえども払戻しを受けることが出来ず、又当該競技会で受賞に値するいかなる賞も受ける資格はない。スポーティング・ライセンスの返上が遅れた場合、遅れた期間だけ没収期間は延長する。

5.3.3 スポーティング・ライセンスの没収期間中、いかなるFAIスポーツ活動への参加も記録挑戦飛行も禁止される。

5.3.4 失格者はその所属するNACにより処罰を受ける場合がある。競技委員長は競技終了後没収したライセンスに失格理由の詳細を付して失格者の所属するNAC宛て送付する。

## 5.4 プロテスト（抗議）

- 5.4.1 5.1.2 に規定する不服申立ての処置に対して抗議がある場合、競技開始前に行わなければならない。
- 5.4.2 競技中に行われた不服申立ての処置に対して不満がある場合、競技者又はチーム・リーダーは抗議することが出来る。かかる抗議は英語の文書をもって行うものとし、チーム・リーダーが競技委員長に対し一定のタイム・リミット内に文書にプロテスト・フィー（抗議料）をそえて行う。専任のチーム・リーダーがいない場合、抗議者は独自で抗議を行うことが出来る。抗議料の額および抗議のタイム・リミットは競技規則に規定される。
- 5.4.3 通常、抗議料は抗議が受け入れられた場合若しくは抗議がジュリーによるヒアリング実施前に下げられた場合に限り返却される。
- 5.4.4 返却されない抗議料は全て競技会終了後28日以内にジュリーがFAI事務局宛送金する。抗議料は担当エア・スポーツ委員会にその使用を一任される。

## 5.5 抗議の処理

- 5.5.1 競技委員長はいかなる抗議も遅滞なくジュリー・プレジデント（陪審長）に通知しなければならない。陪審長は抗議受領後24時間以内に国際陪審会議を招集する。ただし、関連スポーツ規定又は競技規約にその時間枠について特に定められている場合、それに従う。
- 5.5.2 ジュリー（陪審）はいかなる抗議についても、該当するFAI規則及び競技規則に基づいて、双方の意見を聴取する。
- 5.5.3 陪審長は結果及び当該審理の概要を文書により遅滞なく競技委員長に報告し競技委員長は陪審長の報告を公表する。

## 5.6 アピール（控訴）

NACは第9章の規定に従い陪審の決定に不満がある場合FAIに控訴することができる。

## 第6章 国際記録

### 6.1 国際記録の定義

国際記録とは、世界記録および（または）大陸地域記録をいう。FAIにより認定され、FAIスポーツ規定総則編及び種目別セクション規定によるFAIクラス、サブクラス、カテゴリーあるいはグループで樹立された最高記録である。クラス分けはGS 1. 4 及び 2. 1 に規定されており、サブクラス、カテゴリー及びグループは種目別セクションに規定されている。例えば次の通り。(AL13)

サブクラス : 例えば、サブクラスAX:熱気球、サブクラスMG:モーターグライダー等  
カテゴリー : 例えば、一般、女性、サイズ、ソロ、マルチ・シート等  
グループ : 例えば、グループ 1、ピストン・エンジン等

6.1.1 記録の種類（例、高度記録、ペイロード付き高度記録、異なるコースでの距離又は速度記録等）はクラス毎にスポーツ規定の該当セクションに規定される。

6.1.2 国際記録としての認定を申請するいかなる飛行も、このスポーツ規定（総則編およびセクション1～13）が定める全ての関連条項を順守し実施されなければならない。(AL16)

6.1.3 当該記録は世界記録認定基準および（または）大陸地域記録認定基準を満たすことを要する。また当該記録の認定申請に際しては、世界記録認定か大陸地域記録認定かそれとも両方かを明示しなければならない。仮に世界記録と大陸地域記録の両方が樹立された場合でもFAIの記録認定事務手数料は一回のみ徴収される。(AL14)

6.1.4 記録との関連で、大陸地域は、大陸地域選手権のために定められた当該スポーツ規定総則編 3.5.4 の通りとする。但し、FAI各航空スポーツ委員会がスポーツ規定 各セクションでロシア連邦の東経61度以東をアジア地域と定めた場合はその定めに従う。(AL14)

6.1.5 FAI各航空スポーツ委員会は当該スポーツ領域における大陸地域記録の成否について認定しなければならない。また、FAI各航空スポーツ委員会は管轄する競技会等への参加者に適用される具体的な基準および（または）条件や制限をスポーツ規定 各セクションに規定しなければならない。(AL14)

### 6.2 アブソリュート・レコード（絶対記録）

FAIが絶対記録として認定する記録のタイプは各エア・スポーツ委員会が決定し、スポーツ規定の該当セクションに規定される。

### 6.3 記録保持者

国際記録は個人、クルー或いはチームが所持するが、それ以外はスポーツ規定の各セクションの規定による。国際記録が複数の個人により樹立された場合、記録申請者であるNACから要請がない限り、各個人の名前をアルファベット順に記載する。(AL13)

### 6.4 記録の管理

6.4.1 挑戦の行われた場所に関係なく、国際記録或いは世界記録に挑戦する個人に（チームでの挑戦の場合は最も多くのチーム員に）FAIスポーティング・ライセンスを発行したNAC（オーガナイズングNAC）は、FAIへ国際記録を申請する前に記録書類を認証する責任を負う。(AL16)

6.4.2 記録挑戦飛行がオーガナイズングNACの所属しない国で開始そして終了する場合、その国のNAC（ローカルNAC）は 4.2.1 に基く公式立会人に権限を与えてその飛行のコントロール（管理）を行う。この場合、ローカルNACはコントローリングNACとしての役割を有する。必要に応じて、又オーガナイズングNACの要請により、コントローリングNACはその国で開始もしくは終了する挑戦飛行のコントロールをも行う。

6.4.3 記録挑戦飛行が他のNACの領土を通過し或いはその領土の上空で行われる場合、オーガナイズングNACは必要に応じ又可能ならばそのNACに対し記録挑戦飛行がその領土の上空で計画されていることを事前に通知しなければならない。

## 6.5 許可取得の義務

記録飛行に挑戦しようとする個人は許可及びクリアランスの取得等、挑戦飛行の実行、管理及び承認に必要な一切の手続きを行う義務を有する。記録申請の際、挑戦期間をカバーする有効なFAI スポーティング・ライセンスを挑戦者が所持していたことを示さなければならない。(AL6)

## 6.6 同時達成記録

同一日に記録が2名以上のパイロットにより破られた場合、最高のパフォーマンスのみが新記録の対象となる。但し、同一グループ及び同一条件で飛行する2機又はそれ以上の航空機が同じパフォーマンスをあげると同時にある記録を破った場合、そのパフォーマンスはパイロットの共同名或いはそのグループのメンバーの記録として登録される。

## 6.7 マルティプル・レコード（複数達成記録）

一人の個人は同一の挑戦飛行で一つ以上の記録に挑戦することができる。ただし、これらの記録は同一クラスに属し、関連スポーツ規定に基づくものであり、また同じ確認方法及び証明方法により別々の記録として管理される。

## 6.8 国際記録の認定

(AL13)

6.8.1 国際記録の申請は、申請要件を満たしていることを証明するために必要な、全ての情報および証書を含む申請書類によって裏付けられていなければならない。申請書類は、オーガナイズिंगNAC (6.4.1参照)により、挑戦後120日以内にFAI事務局に提出されなければならない。ただし、通常の期限内に申請書類を提出することが困難な要因について、関連エアスポーツ委員会委員長が調査し、延長を認めた場合はこの限りではない。FAI事務局は、記録申請書類を受領した旨、申請者ならびにオーガナイズिंगNACに通知する。申請書類はスポーツ規定の関連セクションに定める標準様式によるものとし、5.2.2.3条項”スポーツ精神に反する行為”を含むスポーツ規定の規則に従って行われた旨の記述を必要とする。(AL16)

6.8.2 申請書類は以下の内容を含むものでなければならない。

－申請する記録がどの分類に属するか（クラス、サブ・クラス等）

－記録の名称及び具体的な数字についての記述

－挑戦飛行の場所（コース）及び実施日

－パイロットの氏名、性別及び国籍

－パイロットのスポーティング・ライセンスの番号及び有効期限及びそのライセンスを発行したNACの名称

－航空機のタイプ及び登録番号又は登録記号

－エンジン又は動力源のタイプ及びその番号

－挑戦飛行を管理するNACの名称

－ナショナル・レコードとしての認定日及びそれを確認するもの

6.8.3 世界記録のFAIへの正式プレリミナリー・クレーム（仮申請）はオーガナイズिंगNAC、又はコントローリングNAC、もしくは挑戦飛行を管理する公式立会人、競技会のオーガナイザー (4.2.6参照)、又は申請者のいずれかが文書（ファックスやeメールを含む）、もしくは電話通知で行うものとし、挑戦飛行完了後7日以内にFAIに届かなければならない。但し、通常の期限内に提出することが困難な理由について関連エア・スポーツ委員会委員長が調査し特に延長を認めた場合は、この限りではない。FAI事務局は、仮申請の通知を受けたその内容の詳細を次に発行するインフォメーション・サーキュラー（記録挑戦飛行通知）に掲載することにより、各NAC及び委員会委員長に通知する。NACは申請者に対し進捗状況を逐一通知することが望ましい。(AL10)

## 6.9 **検証**

FAIは必要に応じ申請書類の他に別の情報または文書を更に要求する場合があります、又NACに対し文書の受理又は拒否の通知を遅滞なく行う。証拠不十分の場合又は規則に抵触する可能性がある場合、FAIは関連FAIエア・スポーツ委員会に照会し助言を求める。拒否する場合、FAIは全て文書にて説明を行う。

## 6.10 **通知**

6.10.1 FAI事務局は全てのNACに対し記録認定申請を可及的速やかに通知する。

6.10.2 FAI事務局は全てのNACに対しFAIインフォメーション・サーキュラーにて世界記録の最終認定を行う。最初の認定発表日から90日以内に当該認定に対して異議申立てがなければ、認定は最終的なものとする。

## 第7章

### 測定要件

#### 7.1 FAI 測定単位

##### 地表面及びその上空の距離

長距離（10 km以上）…… キロメートル（km）  
短距離（10 km未満）…… メートル（m）  
超短距離…… センチメートル（cm）  
高度…… メートル（m）

##### 速度

水平速度…… 1時間当たりキロメートル（km/h）  
垂直速度…… 1秒当たりメートル（m/s）

##### その他の単位

気温…… 摂氏度（℃）  
気圧…… ヘクトパスカル（hpa）またはミリバール（mb）  
質量…… キログラム（kg）  
時間…… UT（現地時間）或いはUTC（世界標準時）（AL9）

#### 7.2 記録更新基準

新しい記録がFAIに登録されるために必要な更新比率については、各エアスポーツ委員会がそれぞれのスポーツ規定の中で述べている。必要更新比率は、予想される全てのエラーやマージンを考慮した上で、新記録が旧記録を十分に上回っていることを確実にするために、関連変数の測定に際しての正確さを期するものでなければならない。（AL7）

#### 7.3 測定の基準

7.3.1 測定方法及びデータ収集方法の基準 距離、時間、速度、高度、重量その他のパラメーターを測定・記録する方法及び計器は、その精度基準と同様、各FAIエア・スポーツ委員会が決定し、スポーツ規定の関連セクションに規定する。記録飛行の場合、公式立会人は使用する特定の測定・記録用計器の型式が関連FAIエア・スポーツ委員会が定めるものと合致しているか否かの点検を行う。各記録の度量衡は次の解釈基準に従う。

7.3.1.1 地表面（大圏コース）の測定 FAIで使用する地球モデルはWGS84楕円体とする。（AL16）

7.3.1.2 時間及び速度 時間および速度の測定は、時計又は関連FAIエア・スポーツ委員会が決定したその他の時間記録装置によるものとする。

7.3.1.3 重量 航空機の重量は総離陸重量でありフライト・クルーを含むものとする。

- 7.3.1.4 記録挑戦飛行時のタイミング（計時） 記録挑戦飛行の場合、時計及びその他の時間記録装置は飛行の直前と直後にオフィシャル・タイムシグナルと3時間に亘る照合を行い、誤差がある場合測定時間を修正する。GNSSデータは信頼できるシステムに記録され、変化があればすぐに検知されるので、GNSSシステムが元になっている正確な時間であるGNSS位置からのUTC時間には上記は適用しない。(AL5)
- 7.3.1.5 高度 高度の測定や確認の方法は関連FAIエア・スポーツ委員会により決定される。較正されたバログラフ、フライトレコーダー（気圧高度と同様GNSS位置記録を含む）、サイティング・フレーム（視界枠）、観測航空機、もしくはレーダーなどが使用できる。(AL6)
- 7.3.1.6 搭載制限 搭載すべき計器に関する搭載要件については担当FAIエア・スポーツ委員会が決定する。
- 7.3.1.7 写真データ又はナブ・エイドデータからの証拠物件  
関連セクションに定める通り写真データ又はフライト中にナブ・エイドから記録されたデータはフライトした事実を証明するために使用できるが搭載計器類はいかなる場合もシーリングを必要とする。
- 7.3.1.7.1 写真 写真データは視覚又は赤外線残像のようにフィルム、ディスク或いはビデオ・テープに画像を記録するカメラ等の造影装置から得られる。1回のフライト又は個々のフライト・レグを示す写真は1本のカットのないフィルム又は1本のビデオ・テープとする。但し、1本のフィルムであってもデータのプロセス中に止む得ず切断され切断片となったが、各切断片をつなぎ合わせるにより明らかに連続している1本のフィルムと認められれば、証明に使用できる。日付及びパイロット名はフィルムに写っていないなければならない。
- 7.3.1.7.2 ナブ・エイド（航法援助装置） GNSS（グローバル・ナビゲーション・サテライト・システム）例えば US GPS 及び ロシアの GLONASS のようなナブ・エイドから得られるフィックス（決定位置情報）も、フィックスの精度及び表示された一連のフィックスが、例えばオブザベーションゾーンにおいてスタート又はフィニッシュ・ライン上の通過を証明するように、証明すべきフライト・パフォーマンスの諸データと一致するならば、使用可能である。そのような一連のナブ・フィックスはスポーツ規定の関連セクションに定める方法によりフライト中に記録され、またデータの捏造や偽造を防止するため管理手続きが定められる。
- 7.4 測定の精度
- 7.4.1 スポーツ規定の各セクションには必要な測定精度及び使用方法を定める。
- 7.4.2 FAIは測定精度及び算出方法に関する証憑書類の提示を求めることがある。情報が不十分な場合、認定を拒否することがある。

## 第8章

### FAIライセンス

#### 8.1 スポーティング・ライセンス

##### 8.1.1 定款による権利

その国でFAIスポーティング・パワーを保有するFAI会員のみがFAIスポーティング・ライセンスを発行する権利を有する。

##### 8.1.2 スポーティング・ライセンス所持者の義務

所持者は自己のスポーティング・ライセンスに署名する。署名することにより、所持者はFAIスポーツ規定を熟知かつ理解していることを認め、そしてその遵守を約束する。8.1.5に基づく有効なFAIスポーティング・ライセンスの所持者のみがFAIスポーツ競技会に参加し又記録挑戦飛行を実施することが出来る。

##### 8.1.3 スポーティング・ライセンスの発行

各NACは、その国のシチズン（市民、日本の場合は”国民”）又はレジデント（外国人居住者）のいずれかであると認められた個人に対し、FAIスポーティング・ライセンスを発行する権限を有する。

##### 8.1.3.1 アイデンティフィケーション（身分証明）

8.1.3.1.1 一個人のシチズンシップ（市民権、日本の場合は”国籍”）は当該国政府又はその関係機関が発行するシチズンシップを認める身分証明書類により証明される。

8.1.3.1.2 1個人の居住地とは個人的及び職業的な繋がりにより或いは、職業的な繋がりが無い場合、居住地と関係が深い個人的な繋がりにより、カレンダーイヤー（1月1日～12月31日）で少なくとも185日以上居住している場所をいう。

8.1.3.1.3 国籍のない1個人のアイデンティティ（身分）は居住国の政府又は関係機関が発行するレジデンス・パーミット（居住許可）により証明される。

8.1.3.2 1個人は2国以上のNACが発行するスポーティング・ライセンスを同時に所持してはならない。8.1.3.6に基づき、あるNACより他のNACに移行を希望する個人は、新NACよりスポーティング・ライセンスの発行を受けることができる。但しこの発行は、旧NACにその旨通知し且つ旧NACが発行した有効なスポーティング・ライセンスを取消した後とする。

8.1.3.3 NACはスポーティング・ライセンス発行の権限を委譲することは出来ない。但し、NACはその国内の他の航空団体であればスポーティング・ライセンスの配布を委託することが出来る。一個人に対し複数のスポーティング・ライセンスが発行され、その内一種目のライセンスが取消された場合、NACはその個人(8.1.3.2)に対し発行された他の全てのライセンスを取消することとする。

8.1.3.4 NACはスポーティング・ライセンスの発行を拒否することがある。

8.1.3.5 FAI定款 1.8.2に基づき、FAI事務局長は、FAI執行役員会又は関連エア・スポーツ委員会の了解のもとに、8.1.3.6項によりスポーティング・ライセンスを取得できない個人に対しライセンスを発行する。この権限執行はその機能が正常なFAI会員国のシチズン又はレジデントには適用しない。(AL5)



8.1.3.6 代表権 (AL10)

8.1.3.6.1 一国のシチズンに対するスポーティング・ライセンスは、カテゴリー1国際スポーツ競技会でその国を代表するために、またカテゴリー2国際スポーツ競技会に参加するために、及び記録挑戦のようなその他のFAI活動を行なうために発行される。FAIという国籍の定義は8.1.3.1.1を参照、代表するNACの変更は8.1.3.6.4を参照のこと。

8.1.3.6.2 居住者 FAIによる居住の定義は8.1.3.1.2を参照。

8.1.3.6.2.1 カテゴリー1大会 その国のシチズンでない居住者には、代表国の変更に関する8.1.3.6.4に基き、カテゴリー1国際競技会でその国のNACを代表するものとしてFAIスポーティング・ライセンスが発行される。

8.1.3.6.2.2 他のFAI競技会や活動 その国のシチズンでない居住者には、同時に2つのスポーティング・ライセンスを持つことを禁止した8.1.3.2に基きカテゴリー2国際競技会に参加するためや記録挑戦等のFAI活動に参加するために居住国のNACによりスポーティング・ライセンスが発行される。

8.1.3.6.3 多重国籍 多重国籍者はFAIスポーティング・ライセンスを申し込むためには、国籍のある国々の一つのNACを自由に選んでよい。もし後で国籍のある別の国に変更したければ、代表国の変更に関する8.1.3.6.4に基き、居住地に関係なく変更してよい。

8.1.3.6.4 代表国の変更 - カテゴリー1国際競技会 カテゴリー1国際競技会である国を代表した者は、その大会に参加した年（暦年）以降の2暦年（1月1日から12月31日まで）は別の国の代表としてカテゴリー1国際競技会に参加できない。同時に2つのスポーティング・ライセンスを持つことを禁止する8.1.3.2を参照のこと。一個人の選択ではなく、地政学的な変更により他国の居住者になって、もはや以前の国でのスポーティング・ライセンス所持の資格がないという例外的な環境下では、関連するNACが書面による承認を与え、CASIによって再審理・承認されれば当該期間は短縮され得る。 (AL11)

8.1.4 スポーティング・ライセンスの書式

8.1.4.1 8.1.7 の見本に記載されている項目は全て必須とする。  
"Fédération Aéronautique Internationale" および "Sporting Licence" 又は "Licence Sportive" 以外の項目は発行するNACの国の国語で記載することが出来る。ライセンス所持者の正当な権利取扱いに関する文章は、当該国の言語が英語又は仏語のいずれでもない場合、その言語に英語又は仏語のいずれか一方を併記する。

8.1.4.2 スポーティング・ライセンスには有効なスポーツ種目を記載することが可能である。

8.1.5 スポーティング・ライセンスの有効性

8.1.5.1 FAIスポーティング・ライセンスは全ての国のNACがこれを認めるものとし、以下の項目が全て記載されている場合に限り有効とする。

- a. 所持者の個人データおよび署名
- b. 発行するNACが定める番号
- c. 発行するNACの正式名称、NACの印章（スタンプ）又はロゴ及びNACの会長又はその指名する代表者の署名
- d. FAIロゴ又はFAIスタンプ
- e. ライセンスの有効期限

8.1.5.2 スポーティング・ライセンスの所持者は身分を証明するものとして、写真及び署名入りの公式書類の提出を求められることがある。

8.1.6 スポーティング・ライセンスの取消し

FAIスポーティング・ライセンスはFAIまたはそれを発行したNACが取消すことがある。

### 8.1.7 スポーティング・ライセンス書式－見本－

表面 : FEDERATION AERONATIQUE INTERNATIONALE

NAC (Logo, name, address) FAI Logo

Sports practised (optional) Holder's photograph (optional)

SPORTING LICENCE valid until..... 20.....

Name..... Date of birth.....

Home address (optional) .....

.....

.....

Signature of holder Authorised NAC Official

裏面 : “本ライセンスが有効なためにはFAIロゴの表示があり、且つ所持者本人の署名がなければならない。所持者は、署名することにより、本人がFAIスポーツ規定を熟知し且つ理解していることを認め、そしてそれを遵守することに同意する。本ライセンスはFAIに代わって発行されまたいつでも取消することができる。本ライセンスはFAIに加盟している全ての国において有効である。本ライセンスは、FAI規則に基づくスポーツ競技会に参加する場合又は記録挑戦飛行を行う場合、携帯しなければならない。”

### 8.1.8 その他のスポーティング・ライセンス書式

NACは会員証及び技能証明書のような他の書類と組み合わせてスポーティング・ライセンスを発行することが出来る。但し、この場合、ライセンスの書式は8.1.4項及び8.1.5項に規定する要件を満たさなければならない。

#### 8.1.8.1 UAV記録

スポーツ規定セクション12に従って無人航空機(UAV)で記録に挑戦するために、FAI UAV記録ライセンスが発行される。第8章の他項の手続きは“スポーティング・ライセンス”を“UAV記録ライセンス”と読み替えて適用される。このライセンスは個人というよりは、通常、関係する特定型UAVを飛行させる当局などの団体組織に対し発行される。(AL5)

### 8.2 技能証明書

技能証明書とは個人のパフォーマンス又はプロフィシェンシー(技能)のレベルを証明する書類である。技能証明書はいずれのFAIスポーツについても発行される。技能証明書の所持者に必要な要件及び権利取扱いは担当FAIエア・スポーツ委員会が決定し、その詳細はスポーツ規定の関連セクションに記載される。

## 第9章

### FAIへの控訴

#### 9.1 控訴権

FAIへの控訴権は関係するNACのみにある。但し、3.11.2 にあげる事柄の場合は、関係者が控訴することが出来る。控訴の取扱いはFAIエア・スポーツ・ジェネラル委員会(CASI)が担当する。(AL10)

#### 9.2 控訴通知

FAIへの控訴通知は関係するNACの責任者がFAI事務局長宛英語又は仏語の文書により行う。控訴通知には必要書類の他、供託金を添える。供託金はFAIが毎年定める金額による。

#### 9.3 控訴期限

FAIへの控訴は、控訴の原因となった決定から90日以内に、FAI本部が受理していなければならない。但し、事情によりこの期限以内に出来ない場合、CASI委員長の同意があれば、この期限の延長は可能である。

#### 9.4 控訴処理

CASIが9.2及び9.3項に基づいて行われた控訴の処理を決定した場合、CASIはインターナショナル・アピール・トリビュナル(国際控訴調停委員会)を設置する。この委員会はCASIが指名する少なくとも3名の委員から成り、委員は何れも当事者とは無関係でなければならない。

#### 9.4.1 ヒアリング(聴聞会)

関連する当事者はすべてヒアリングに出席することが出来る。控訴通知は余裕を以て当事者に伝えられ、当事者は証人をたてることが出来る。当事者がヒアリングに欠席しても審理の進行を妨げるものではない。(AL3)

#### 9.4.2 最終判定

国際訴訟調停委員会は、控訴の元となった決定を取り消すことができる。また状況に応じて、ペナルティの軽減や増加を行うことができる。調停委員会は競技のやり直しを指示する権限はないが、国際スポーツ競技会の結果を変更し且つメダルを返還させ選手権者のタイトルを取り下げる権限を有する。またメダル及びタイトルの再授与ができる。控訴について判定を下す場合、調停委員会は供託金返還の可否及び控訴費用の配分を決める。調停委員会決定は、国際訴訟調停委員会の決定の21日以内にローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所(CAS)に提訴が受け付けられた場合、或いは決定後にその判断に影響を及ぼす重大な新事実が判明した場合以外は、最終判断となる。後者の場合はCASIがその後の処理方法について決定する。(AL10)

#### 9.5 判決内容の公表

FAIは判決内容及び当事者の氏名を公表する権利を有する。当事者は判決内容の公表を不服としてFAI又は公表を行った関係者に対する訴訟を行うことはできない。

## 第10章 改定

- 10.1 FAI定款に基づくスポーツ規定のジェネラル・セクション（総則編）及び各セクションの改定は、それぞれ CASI 及び担当FAIエア・スポーツ委員会の指示によりおこなう。
- 10.2 スポーツ規定のジェネラル・セクションの改定はCASIが取り決めた日時を以て有効とする。FAIエア・スポーツ委員会は管轄するスポーツ規定（表1.4）に対する毎年の改定日を決定しなければならない。安全に関わる改定提案は即時発効されることがある。（AL7）
- 10.3 スポーツ規定の変更点と最新版はFAI事務局が関係ホームページ上に公表する。改定内容はスポーツ規定の全てのセクションに共通なフォーマットにより、次の要領で記載される。（AL7）

Amendment number : .....

Date of approval : .....day .....month .....year

（注：number は改定の順番とし、承認日は改定の発行が行われる日付とする。）

To Section : .....

Valid as from (Date) : .....

（注：発効日は改定の条項が関係する活動に適用開始する日付とする。）

- 10.4 スポーツ規定のこれらのセクションを常に最新のものに維持する責任はNACにある。
- 10.5 スポーツ規定ジェネラル・セクションの変更点および最新版は、CASIに代わりFAI事務局が発行する。改定が了承されると、GSの最新版は関連FAIホームページ上に準備が整い次第公表される。規定は発効に合意した月の1日より有効となる。通常、CASI総会が開催された2ヶ月後となる。GS最新版を見るためのアドレスは：

[http://www.fai.org/sporting\\_code/scg-download.asp](http://www.fai.org/sporting_code/scg-download.asp)

各国においては、NACは、その役員やその他スポーツ規定ジェネラル・セクション保有者が変更点を認識し当該年に正しい版を使用するようにする責任を負う。そうした人々には、それぞれの委員会のメンバーや、選手権の競技委員長、審判員、公式立会人その他GSを必要としている人々が含まれる。

## Flight Definitions (飛行の定義)

- A1 Flight (飛行)  
Takeoff (離陸) で始まり Landing (着陸) で終わる行為であって、NAC 及び/又は FAI が認定するパフォーマンスを含む。
- A2 Free Flight (自由飛行)  
航空機が他の航空機又は別の外部の動力源又は航空機から離脱可能な動力源により曳航、運搬又は援助を受けない飛行の部分をいう。
- A3 Free Fall (自由降下)  
人が航空機からリリース又はデリバリーされた時点から、パラシュート又はその他実質的に降下率を軽減させる方法を使用する時点までの空中降下過程をいう。
- A4 Flight Performance (飛行成績)  
自由飛行または自由降下中に達成されたアチーブメント (実績) で、その証拠物件は記録認定のため NAC に送付され、又、記録の内容によってはその後、FAI に送付される。
- A5 Uncompleted Flight (未完成飛行)  
次のいずれかの場合、飛行は未完成と見做される。  
飛行中に事故が発生し、その結果 48 時間以内に乗員のいずれか 1 名が死亡した場合、又は、パラシューティングを除き、飛行中搭乗者が航空機を離脱した場合。若しくは航空機の一部又はその装備品が脱落又は離脱した場合。但し、事前に許可を得て放棄する装備品、バラスト又は燃料を除く。
- A6 Types of Flight (飛行のタイプ)  
次の飛行のタイプのうち 1 つ又はそれ以上によるフライト・パフォーマンスは個々の飛行のパフォーマンスとしての記録の申請を行い又記録の認定が行われる。
- A6.1 Distance Flight (距離飛行)  
コース上で測定した距離のフライト・パフォーマンス (para 7)
- A6.2 Speed Flight (速度飛行)  
コースの距離上で計測・算出した速度のフライト・パフォーマンス (para 7)
- A6.3 Goal Flight (ゴール・フライト)  
離陸前に宣言したコース上のフライト・パフォーマンス。ゴール・フライト距離飛行にも速度飛行にもなり得るが、逆に、距離飛行及び速度飛行が必ずしもゴール・フライトとは限らない。  
Declared Course (宣言コースに) については 7.2 参照。 (AL5)
- A6.4 Duration Flight (滞空飛行)  
スタート・ポイントからフィニッシュ・ポイントまでの時間を計測したフライト・パフォーマンス
- A6.5 Height Flight (高度飛行) (Altitude と Height の定義は Glossary を参照)
- A6.5.1 Height Flight (高度飛行)  
達成又は維持された height を測定したフライト・パフォーマンス。Height : 離陸した地点などからの垂直距離
- A6.5.2 Altitude Flight (絶対高度飛行)  
達成又は維持された Altitude を測定したフライト・パフォーマンス。Altitude : 平均海面上からの垂直距離
- A6.5.3 Gain-of-Height Flight (獲得高度飛行)  
飛行中の最低高度から最高高度まで測定したフライト・パフォーマンス。
- A6.6 Time-of-Climb Flight (上昇時間飛行)  
スタンディング・スタートしてから指定高度に到達するまでの時間を計測したフライト・パフォーマンス。

## A7 Course (コース)

FAI というコースとはスタート・ポイントからターン・ポイント又はコントロール・ポイントを経由してフィニッシュ・ポイントに至るまでの各距離の合計からなる。距離とは飛行する2地点間の地面上の最短距離で、FAI が地球の形状を想定して測定される距離をいう。この件に関しては本文第7章参照 (para 7.3.1.1)

### A7.1 Approved Course (承認コース)

NAC が FAI エア・スポーツ活動のために事前に計測し承認したコースをいう。

### A7.2 Declared Course (宣言コース)

パイロットが事前にゴール・フライトを宣言したコースをいう。パフォーマンス達成のため挑戦飛行をいくつか宣言した場合、最後に宣言した挑戦だけがパフォーマンスの対象となる。ターン・ポイントが設定されたコースにあっては、ターン・ポイントの順番も宣言しなければならない。宣言は紙に書くか又は関連するASC (7章 7.3.1.7.2 項を参照) で承認されているGNS Sフライト・レコーダーのようなもので電氣的に日付と時間と共に記録してもよい。 (AL5)

### A7.3 Closed-Circuit-Course (周回コース)

スタート・ポイントとフィニッシュ・ポイントが同一場所のコースをいう。

#### A7.3.1 Out-and-return Flight (往復飛行)

ターン・ポイント1つを設定したクローズド・サーキット・フライトをいう。

#### A7.3.2 Triangular Course (三角コース)

ターン・ポイント2つを設定したクローズド・サーキット・フライトのパフォーマンスをいう。三角コースの記録として算出する場合、三角コースの各レグは全コース距離の10%以上45%以下とする。この数字は2つのターン・ポイントが接近し過ぎてコース自体がアウト・アンド・リターンとならないように定めたものである。この規則で100km 三角コースの場合、ターン・ポイントの最短距離は10 km となる。 (AL2)

#### A7.3.3 Polygon Course (多角形コース)

ターン・ポイント3つ又はそれ以上を設定したクローズド・サーキット・フライトのパフォーマンスをいう。

#### A7.3.4 Lap (ラップ)

クローズド・サーキット・コースの一周をいう。この場合、数周のコースが設定される場合がある。

## A8 Start of a Flight Performance (フライト・パフォーマンスの開始)

### A8.1 Start point (出発点)

FAI フライト・パフォーマンスを測定する開始点をいう。フライトの方法及びタイプにより、出発点は次の項目のいずれか1つとする。

- a. テイクオフ・ロール開始点 (スタンディング・スタート)、又は
- b. テイクオフ・ロール中の1地点 (ランニング・スタート)、又は
- c. テイクオフ・ポイント、又は
- d. トーイングをリリースする地点、又は
- e. スタート・ラインを横切る時、又は
- f. パラシューティストが飛出す地点 (エクジット・ポイントという)、又は
- g. 指定されたセクターにあってコースの最初のレグと反対の方向に明瞭な地上目標 (13.2 オブザーベーション・ゾーン 参照)。この目標は目視可能か、写真に明瞭に写るか、又はGPS、ナヴ・エイド或いはその他認められた方法でキャッチ出来ること。又は
- h. 高度フライト測定の基になる最低高度の地点 (2.3.5)、又は
- i. その他のスタートのタイプで、スポーツ規定の関連セクションに定義されているもの或いは特殊なスポーツ活動に関するもの。

A8.2 Start time (スタート・タイム 出発時刻)  
出発点の時刻をいう。

A8.2.1 Exit time (飛出時刻)  
パラシュートイングにおいて、飛出す地点の時刻をいう。

A8.3 Start altitude (出発高度)  
出発点の高度をいう。

A8.3.1 Exit altitude (飛出高度)  
パラシュートイングにおいて、飛出す地点の高度をいう。

A8.4 Start line (スタート・ライン)  
指定された幅と高さのゲイトウェイで、地表面に明示され又コースの最初のレグにほぼ直角なベース (基点) をいう。

A8.4.1 Crossing a Start line (スタート・ライン通過)  
機首がスタート・ラインを通過することをいう。飛行時間の測定は機首が通過する正確な時間をもって開始し、飛行距離の測定はスタート・ラインの中央からとする。

A8.5 Types of start (出発のタイプ)

A8.5.1 Flying start (フライング・スタート)  
航空機が出発点において既にフリー・フライトの状況にある場合

A8.5.2 Running start (ランニング・スタート)  
航空機が出発点においてまだ地上又は水上にある場合

A8.5.3 Standing start (スタンディング・スタート)  
停止している航空機が”GO”シグナルをもらって出発する場合

A8.6 Take-off point (離陸点)  
航空機又はそのクルーの全てが地上又は水上を離れた正確な地点

A8.7 Take-off place (離陸場所)  
離陸が行われる飛行場又は場所の名称

A8.8 Point of Release (リリース地点)  
航空機がトウイングからリリースする時、その直下の地点

A9 Turn Point (ターン・ポイント、旋回点)

明瞭に識別可能な地上の目標物で、フライト中これに到達した場合、フライトコースの一部として測定の基になる。

A9.1 Reaching a Turn Point (ターン・ポイント到達)

ターン・ポイント到達は次のいずれかの場合をいう。

- a. 機体全体がターン・ポイント目標物又はパイロンの中央を真上から見てその外側の通過が認められた場合、或いは
- b. 機体全体がコースの連続する2つのレグのなす角の外側の指定されたセクターオブザーベーション・ゾーン (参照) に入ったと認められた場合。オブザーベーション・ゾーンに在るということについては、A13.3 参照。 (AL8)

A10 Control Point (コントロール・ポイント)

航空機がコースにそってフライト中到達又は着陸すべき点をいう。コントロール・ポイント到達とは、航空機がターン・ポイント到着のルールに従ってコントロール・ポイントに到達したと判明した時、或いは、航空機がそのポイントに着陸した時をいう。着陸を伴わないコントロール・ポイントはFAIコース距離がターン・ポイント経由でのみ測定されるが、制限空域を避けねばならない時のターン・ポイントの代わりとして使用される。

## A11 Position Check Point (ポジション・チェック・ポイント)

フライト中到達したがフライト前に宣言する必要のない地点。この場合、ターン・ポイント到達のルールが適用される。

## A12 Finish of a Flight Performance (フライト・パフォーマンスの終了)

### A12.1 Finish Point (フィニッシュ・ポイント)

FAI フライト・パフォーマンスを測定する終止点をいう。フライトの方法及びタイプにより、終止点は次の項目のいずれか1つとする。

- a. ランディング・ポイント、又は
- b. フィニッシュ・ライン通過時、又は
- c. 指定されたセクターにあってコースの最後のレグと反対の方向に存在し(13.2 オブザベーション・ゾーン参照)又周囲の地形と比較して低くないところに存在する明瞭な地上目標。この目標は目視可能か、写真に明瞭に写るか、又はGPS、ナヴィ・エイド或いはその他認められた方法でキャッチ出来ること。又は
- d. 高度フライト測定の基になる最高高度の地点(2.3.5)、又は
- e. その他のフィニッシュのタイプで、スポーツ規定の関連セクションに定義されているもの或いは特殊なスポーツ活動に関するもの。

### A12.2 Finish time (到達時刻)

フィニッシュ・ポイントにおける時刻をいう。

### A12.3 Finish altitude (フィニッシュ・アルティチュード)

フィニッシュ・ポイントにおける海拔高度をいう。

### A12.4 Finish line (フィニッシュ・ライン)

指定された幅と高さのゲイトウェイで、地表面に明示され又コースの最初のレグにほぼ直角なベース(基点)をいう。

#### A12.4.1 Crossing a Finish Line (フィニッシュ・ライン通過)

機首がフィニッシュ・ラインを通過することをいう。飛行時間の測定は機首が通過する正確な時間をもって終了し、飛行距離の測定はフィニッシュ・ラインの中点までとする。

### A12.5 Landing Point (着陸点)

航空機の一部又はそのクルー、或いはパラシューティストの体又はその付属物が次の状態になる正確なポイント。

- a) 最初に接地又は着水する時、又は
- b) 着陸後停止する時

### A12.6 Landing Time (着陸時刻)

ランディング・ポイントにおける時刻

### A12.7 Landing Place (着陸地)

飛行場又は着陸が行われる場所の名称

### A12.8 Target Landing (定点着陸)

着陸目標点があらかじめ指定されているランディングで、そのパフォーマンスは人又は航空機の指定部分とターゲット・センターまで正確に測定した距離をいう。

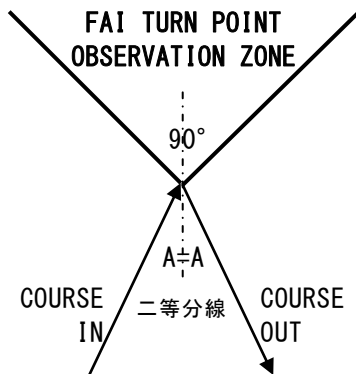


A13 **Observation Zones (オブザベーション・ゾーン)**

オブザベーション・ゾーン (OZ) とは地表面上に表示された次のラインに囲まれた上空のエアスペースをいう。

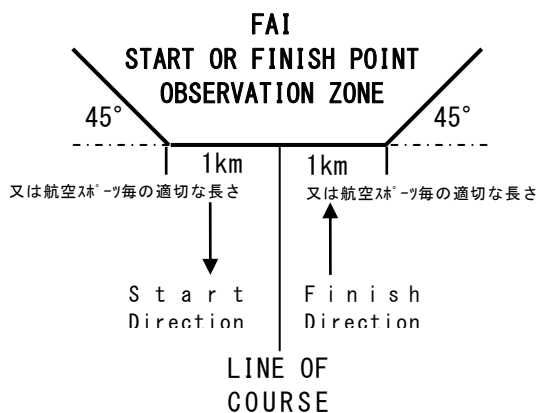
A13.1 **ターン・ポイントの場合**

OZはターン・ポイントを頂点として前後2つのレグの成す外角の2等分角線を中心線として左右対称に90°で囲まれた部分をいう。(次図参照)



A13.2 **スタート・ポイント及びフィニッシュ・ポイントの場合**

OZは2km (又は航空スポーツ毎の適切な長さの) ラインを基線とし、その中央はスタート・ポイント又はフィニッシュ・ポイントを通過する。このラインはスタート・ポイントにあってはコースの最初のレグと、又、フィニッシュ・ポイントにあってはコースの最後のレグと直角(90度)を成す。OZはこのラインとその両端からコースの反対側に対称に45度の方向に延びる左右の2本のラインで囲まれた部分をいう。(下図参照)



A13.3 **オブザベーション・ゾーン (OZ) に入ったことの証明**

OZ内であることの証明は、地上からのレーダー又は関係するASC (エア・スポーツ委員会) により承認された追跡装置による視認、航空機から地形を撮影した写真、関係するASCにより承認された航空機搭載のGNSSフライト・レコーダー (7.3.1.7.2 参照) によるOZ内の有効なGNSS位置によりなされる。(AL5)

-----

## 用語・略語解説

本編には本書で使用されている用語類の一覧であり、一般的な用語の定義及び航空スポーツに関連する略語が記載されている。

### 数字順

1	(スポーツ規定・セクション)	- 軽航空機 (気球・飛行船)	
2	(スポーツ規定・セクション)	- ジェネラル・アヴィエーション	
3	(スポーツ規定・セクション)	- グライディング	
4	(スポーツ規定・セクション)	- 模型航空	
5	(スポーツ規定・セクション)	- パラシューティング	
6	(スポーツ規定・セクション)	- エアロバティック	
7	(スポーツ規定・セクション)	- ハンググライディング	
8	(スポーツ規定・セクション)	- 宇宙飛行	
9	(スポーツ規定・セクション)	- ロータークラフト	
10	(スポーツ規定・セクション)	- マイクロライト	
11	(スポーツ規定・セクション)	- 人力航空機	
12	(スポーツ規定・セクション)	- 無人航空機	(AL5)

### 入手可能なその他の文書類

スポーツ規定各セクションに加え (1.4 の表)、他の文書類は F A I から入手可能。

FAI Distance Calculations for Spherical Earth Model (Ex GS Annex B) (AL11)

FAI Anti-Doping Control Regulations for Air Sports (3.11.2.6 refers)

Rules for FAI WAG (3.1.7 refers)

International Jury Members Handbook (4.3.2.5 refers)

Technical Specification for IGC-approved GNSS Flight Recorders (当文書は IGC : 国際滑空委員が所持している。他の航空スポーツで当文書あるいはその一部 (例えば、common data file standard) を使用することは可能である。) (AL2)

### アルファベット順

A	(FAI Class) - Balloons	
Aerodyne	See Chapter 2 for definitions, page 2 – 1	
Aeronautics	For FAI purposes, aerial activity, including all air sports, equal to or less than 100kilometres of the earth's surface (Source: Statutes, Preamble, Terms). See also under Space. (AL6)	
Aerostat	See Chapter 2 for definitions, page 2 – 1	
Aircraft	See Chapter 2 for definitions, page 2 - 1	
AL	Amendment List (For the GS, takes effect on the 1 Jan following issue by FAI)	
Altitude	The vertical distance from mean sea level (MSL). See also 'QNH', and 'Height'.	
AMSL	Above Mean Sea Level	
ASC	Air Sport Commission (List, page 1-2), responsible for a specific Sporting Code section.	
AUW	All Up Weight / Mass	
B	(FAI Class) - Airships/Dirigibles	
C	(FAI Class) - Aeroplanes	
C	(Temperature) – Celsius	
CANS	Commission on Airspace and Navigation Systems. A technical commission of FAI. (AL13)	
CAS	Calibrated Airspeed (IAS corrected for Instrument and Pressure Errors)	
CASI	Commission d'Aéronautique Sportive Internationale (the Air Sport General Commission of FAI)	
Certification	The signature on and preparation of certificates and other documents concerned with the process of flight verification with a view to validation of an FAI Flight Performance	
CIA	Commission Internationale d'Aérostation, the International Ballooning Commission	

CIACA	Commission Internationale des Amateurs Constructeurs d'Aéronefs, the FAI Amateurbuilt and Experimental Aircraft Commission. A technical commission of FAI. (AL7)
CIAM	Commission Internationale d'Aéromodélisme, the International Aeromodelling Commission
CIEA	Commission Internationale d'Education Aéronautique et Spatiale, the education commission. A technical commission of FAI. (AL1)
CIG	Commission Internationale de Giraviation, the International Rotorcraft Commission
CIMA	Commission Internationale de Micro-Aviation, the International Microlight Commission
CIMP	Commission Internationale Médico-Physiologique, the medical commission. A technical commission of FAI. (AL1)
CIVA	Commission Internationale de Voltige Aerienne, the International Aerobatics Commission
CIVL	Commission Internationale de Vol Libre, the International Hang Gliding and Paragliding Commission (AL7)
C of A Commission	Certificate of Airworthiness FAI Commissions consist of Air Sport Commissions (ASC) and Technical Commissions. The ASC are listed on page 1-2 and each one is responsible for a specific section of the Sporting Code. Technical commissions consist of CIACA, CIEA, CIMP, EnvC, and CANS - see under these initials in this glossary. (AL13)
CP	Control Point
D	(FAI Class) - Gliders
DM	(FAI Class) - Motor Gliders
E	(FAI Class) - Rotorcraft (Helicopters and Autogyros)
Ellipsoid	A three-dimensional ellipse, commonly used as an Earth model. See under WGS84 ellipsoid. (AL6)
EnvC	The Environmental Commission. A technical commission of FAI. (AL1)
F	(FAI Class) – Model Aircraft (AL7)
FAI	Fédération Aéronautique Internationale, with its headquarters in Lausanne, Switzerland.
FAI Sphere	This is an approximation, the WGS84 Ellipsoid is a more accurate earth model (GS7.3.1.1.). A short paper titled « FAI Distance Calculations for a Spherical Earth Model » giving the appropriate formulas and methodology, is available on the FAI Web site. In addition, a small PC-based distance calculation program is available on the FAI web site. (AL11)
g	Acceleration due to gravity (9.81 m/sec <sup>2</sup> )
G	Multiple of gravity force on an aircraft under acceleration
G	(FAI Class) - Parachuting
GAC	General Aviation Commission
Geodesic	The term "geodesic" comes from geodesy, the measurement of the size and shape of the earth, and refers to the shortest distance between two points on the surface of an ellipsoidal world model. Using lat/longs based on the same geodetic reference system, the distance of the geodesic between them can be calculated. For accurate distance calculations and the assessment of proximity to airspace, the earth model for FAI purposes is the WGS84 ellipsoid (GS 7.3.1.1). A short PC-based calculation program for the length of geodesics on the surface of the WGS84 ellipsoid is available at: <a href="http://www.fai.org/how-to-set-a-record/world-distance-calculator">www.fai.org/how-to-set-a-record/world-distance-calculator</a> (AL16)
GLONASS	Global Orbital Navigation Satellite System, the Russian GNSS system similar to the US GPS
GNSS	Global Navigation Satellite System (Generic term for all systems such as the Russian GLONASS and the US GPS)
GPS	Global Positioning System (US GNSS System managed by the Departments of Defense and Transportation)
H	(FAI Class) - Vertical Take-off and Landing Aircraft
Height	The vertical distance from a given height datum such as the take-off place. See also `QFE', and `Altitude'.
Homologation	The validation of a Flight Performance by an NAC or FAI for record purposes
Host NAC	The NAC of a country in which an FAI Sporting Event is organized (AL11)
hPa	Hecto Pascal (Pressure unit, equal to a millibar)
I	(FAI Class) - Human Powered Aircraft
IAS	Indicated Airspeed
ICAO	International Civil Aviation Organisation (HQ in Montreal, Canada)

ICARE	International Commission for Astronautics Records	
IGC	International Gliding Commission	
IPC	International Parachuting Commission	
International Standard Atmosphere (ISA)	The ISA to be used for FAI matters is given in ICAO Document 7488 tables 3 and 4. It assumes a temperature and pressure at sea level of 15°C and 760 mm of mercury (or 1013.25 mb/hPa), and a constant temperature lapse rate from sea level of 6.5°C per 1000 m (1.98°C/3.56°F per 10 00 ft) rise in height, up to a height of 11,000 m (-56.5°C) which is assumed to be the Tropo pause, above which constant temperature is assumed. Pressure figures from this ISA are used in calibration of barographs, because although the real atmosphere varies from day to day, for calibration purposes a set of internationally agreed figures are needed so that all calibrations are to the same datum, whether or not such figures correspond to `true' height on a given day. A similar principle is used in calibrating pressure altimeters for aircraft, so that all aviation activities have a common standard of pressure height indication in the cockpit.	
ISA	International Standard Atmosphere	
K	(FAI Class) – Spacecraft	
M	(FAI Class) - Tilt-Wing Aircraft	
MG	Motor Glider (FAI Class)	
Min	Minute, unit of time (UT), compared to `arcmin' which is 1 minute of angle	
m/s	Metres per Second	
MSL	Mean Sea Level	
N	(FAI Class) - STOL Aircraft	
NAC	National Airsport Control	
O	(FAI Class) - Hang Gliders and Paragliders	
O&R	Out and Return	
Obligations	(such as to FAI) Obligations of NACs to FAI are listed in the FAI Statutes, search for the word "obligations". At the time of finalising this edition of the GS the relevant Statute number was 2.4.2.2.	(AL6)
OO	Official Observer	
Organizer	The event organizer approved by, and acting with or on behalf of, an NAC or the FAI	(AL11)
P	(FAI Class) - Aerospacecraft	
QFE	Pressure Setting which indicates zero altitude when at airfield height	
QNH	Pressure Setting which indicates height above sea level	
R	(FAI Class) - Microlights, Powered Hang Gliders and Powered Paragliders	
S	(FAI Class) - Space Models	
Shall	See under `Wording'	
Should	See under `Wording'	
Soaring	The utilisation of the vertical component of movements of air in the atmosphere for the purpose of sustaining flight, without the use of thrust from a means of propulsion.	(AL6)
Space	For FAI purposes, activities above 100 kilometres from the earth's surface. See also under Aeronautics	(AL6)
Sphere	See FAI Sphere.	(AL6)
STOL	Short TakeOff and Landing	
TAS	True Air Speed	
Technical Commission	Commission 参照	(AL1)
TP	Turn Point	
U	(FAI Class) –Unmanned Aerial Vehicle	(AL5)
UT	UTC to the local hour conversion	
UTC	Universal Time Co-ordinated (ex-GMT)	
Validation	An act of ratification or official approval. In FAI terms, the act of approving a Flight Performance(or an element of one such as reaching a Turn Point) for FAI purposes.	
Verification	The proceress of checking and assembling evidence with a view to validating a Flight Performance.	
Vs	Stalling Speed	
VTOL	Vertical TakeOff and Landing	
WADA-	World Anti Doping Agency. See <a href="http://www.wada0ama.org">http://www.wada0ama.org</a>	(AL8)
WAG-	Woldr Air Games. An international sporting event involving several FAI air sports at the same time, see GS3.1.7.	(AL8)

WGS84 Ellipsoid

In 1989 ICAO adopted the World Geodetic System 1984 as the standard reference system for future international air navigation. This was so that, when the GPS system came into use in Commercial Air Transport, there would be a common world standard without regional variations. It has an ellipsoidal earth model (the WGS84 ellipsoid) with an equatorial radius of 6378,1370 km and a polar radius of 6356,7523 km, centered on the earth's centre of mass and orientated to the spin axis. Since the 1980s refinements have been made to the overall WGS84 system but these have been on details such as gravitational models that do not affect the dimensions of the ellipsoid used for mapping. WGS84 is now used by National Aviation Authorities for defining the boundaries of restricted and other airspace, the positions of airport features such as runway centrelines, and its earth model is used by other worldwide GNSS systems such as the European Galileo, Russian GLONASS and Beidou 2 from the People's Republic of China. See GS 7.3.1.1 and also this Glossary under "Geodesic". A short calculation program for distances on the surface of the WGS84 ellipsoid is available at: [www.fai.org/how-to-set-a-record/world-distance-calculator](http://www.fai.org/how-to-set-a-record/world-distance-calculator) (AL16)

Wording

The use of "shall" and "must" implies that the aspect concerned is mandatory; the use of "should" implies a non-mandatory recommendation; "may" indicates what is permitted and "will" indicates what is going to happen. Words of masculine gender should be taken as including the feminine gender unless the context indicates otherwise. *Italics* are used for explanatory notes.

-----